

協働環境委員会会議録

令和2年11月6日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 15：30

【 案 件 】

1. 公共交通・お出かけ支援について
2. 健康づくりについて

【 報告事項 】

1. 妊婦への分娩前新型コロナウイルス検査費用助成事業の実施について
【健幸・スポーツ課】
2. 次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について 【新型コロナウイルス対策室】
3. 工事請負契約について 【契約課】

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。「公共交通・お出かけ支援について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○まちづくり推進課長

買い物支援対策事業（買い物ワゴン）の運行及び利用状況について、令和2年9月末現在の資料に基づき、ご説明いたします。今回、提出いたしております資料の説明につきましては、前回、本委員会でご提出いたしました内容の変更点のみの説明とさせていただきます。

資料1ページの【1】令和2年度の運行概要につきましては、前回、本委員会でご提出いたしました資料と変更はございません。資料の2ページ目をお願いします。【2】利用状況について、（1）利用状況・年次推移におきまして、前回、本委員会でご提出いたしました資料では、令和2年度6月末の利用者数が3100人でした。今回の資料は9月末現在の利用者数に更新いたしまして、6517人となっております。（2）地区別利用者状況については、利用者数、1日平均利用者数、運行日数におきまして、それぞれ上段は、令和元年度3月末、下段は令和2年度9月末現在の数値に更新いたしております。令和元年度トータルの1日平均利用者数と、令和2年度9月末現在の1日平均利用者数を比較しますと、若干微減となっております。以上、簡単ではございますが、買い物支援対策事業（買い物ワゴン）の運行及び利用状況について、資料の説明を終わります。

○地域公共交通対策課長

続きまして、本年9月末までのコミュニティ交通の利用状況等につきまして、3ページをご参照ください。【1】に、コミュニティ交通全体の利用者について、予約乗合タクシー、コミュニティバスの利用状況、コミュニティバスにつきましては、本市単独の4路線と宮若市との共同コミュニティバスの状況を内訳として記載しております。本年9月末までの実績といたしまして、予約乗合タクシーは1万9302人、コミュニティバスは1万7190人となっております。コミュニティ交通全体では、3万6492人の利用となっております。

次に、中段の【2】予約乗合タクシーについて、説明いたします。（1）の表、中段の1日平均利用者数ですが、本年9月実績では、新型コロナウイルスの影響で、162.2人と前年度よりも33.7人、約17.2%減少しております。各地区別の状況につきましては、（2）に記載してございまして、4ページの上段のほうにも記載しております。

続きまして、4ページになりますけれども、【3】に、本市単独の4路線のコミュニティバスについて記載しております。（1）の表ですが、下段の1日平均利用者数は、本年9月実績では102.3人と前年度よりも28.8人、約22%減少しております。路線別の状況につ

きましては、(2)に記載しております。

次に、【4】に、宮若市共同コミュニティバスにつきまして記載しております。運行開始後の昨年度下半期と、今年度の9月末までの実績を記載しております。下段の1日平均利用者数は平日、土日祝日の合計が27.6人と前年度下半期よりも13.4人、約32.7%減少しております。以上で、本年9月末までのコミュニティ交通の利用状況について説明を終わります。

次に、5ページでございますが、前回の委員会において資料要求のございました、予約乗合タクシーの運行区域の設定に関する運輸局の基準について資料を提出させていただいております。これは各地方運輸局長宛ての国土交通省自動車交通局長名の通知文書、一般乗り合い旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針の該当する部分を一部抜粋したものを提出させていただいております。その通知によりますと、中段の下線部でございますが、「区域運行を行う場合にあっては、営業区域の設定が、原則、地区単位(大字・字、町丁目、街区等)とされていること。ただし地域の实情により隣接する複数の地区を営業区域とすることができる。」とされております。本市が予約乗合タクシーの区域運行設定を行った際には、この内容を踏まえつつ、地域住民の居住環境や文化・経済圏を考慮した地区設定について、福岡運輸支局と協議をいたしまして、現在の区域設定となったものでございます。以上で、この資料の説明を終わります。

続きまして、付託案件に関する内容でございますが、6ページをご参照ください。本年10月1日から飯塚東地区、鎮西地区、幸袋地区の3地区内の西鉄路線バスの一部区間廃止に伴いまして、その代替交通手法として、10人乗りワゴン車を用いた定時・定路線型の路線ワゴン運行並びにコミュニティバス宮若・飯塚線の運行ルートの変更を行い、対応させていただいております。今回は10月1日から18日までの期間でございますが、その利用状況について、ご報告するものでございます。

まず、【1】は10人乗りワゴン車を用いた路線ワゴンの利用状況でございますが、飯塚東地区、鎮西地区、幸袋地区、それぞれの表を添付しておりますけれども、その3地区の利用状況につきまして、各バス停単位の利用者数をこの期間内、平日の12日間の合計、1日平均、1便平均で記載しております。

次に、下段のほうになります。【2】はコミュニティバス宮若・飯塚線の利用状況でございます。資料につきましては、運行ルートを変更いたしました鯉田渡から飯塚市役所間の利用者数につきまして、平日と土日、曜日で運航ダイヤが異なることから、それぞれにつきまして、その各バス停単位の利用者数を記載しております。現時点では、運行開始から間もないことから、データは十分に集約できておりませんが、今後、その利用状況等の分析等を、運行の状況を注視しながらデータ集計を行って、捉えていきたいというふうに考えております。

続きまして、資料7ページをご参照ください。コミュニティ交通の交通体系の見直しにつきましては、従来から3年周期で実施しておりますが、今年度は平成30年度にコミュニティバス路線を再編して以降、3年目となることから、令和3年度以降の次期コミュニティ交通体系を構築するように検討を進めてまいりました。しかしながら、昨年度末から新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、各方面に多大な状況の変化が生じ、そのことが交通体系再編作業にも影響を与えております。資料7ページには、そのことを取りまとめて記載しておりますが、まずマスコミの報道等でも聞かれていると思っておりますが、民間公共交通事業の西鉄バス、JR九州及び本市内のタクシー事業者各社等が非常に大きな損失をこうむっております。現在も依然としてコロナウイルス感染による影響が尾を引いている状況で、公共交通機関の利用状況に関する先行きは、依然不明な部分があります。これにより、右のほう、懸念される事項としておりますが、運賃収入の減少による経営状況の悪化、それに伴う今後の事業展開、計画の不透明性、また本市においても、公共交通の分野に投入する全体の事業費が大幅に増加することが

推測され、民間事業者による公共交通事業の運営基盤がより一層不安定になっている状況や、交通サービスの必要水準の再検討を要する状況にあると捉えております。

次に、表の中ほどでございますが、住民参画・意見聴取の実施という点におきましては、各地区の自治会長会やまちづくり協議会の会議を初めとした各種住民参画の会合の開催が難しい状況にありまして、当初想定しておりました地域のさまざまな会議等への参画などによる地域住民の意見・要望の集約が進まず、市民意見を反映した交通体系の構築が難しい状況になっております。次に、コミュニティ交通事業そのものにつきましても、先ほど報告いたしました、現在もなお従前どおりの利用状況とは言えない状況が続いております。最後に市民生活という点では、住民の外出自粛傾向や公共交通機関の利用を回避する傾向が生じているものと思われ、新たな生活様式の中で住民の生活、行動様式の変化が公共交通のあり方やニーズにどの程度影響するのか、そういった問題も今後、状況を見ながら考えていくことが必要だと考えております。

以上のように、公共交通を取り巻くさまざまな要素について整理いたしますと、次期公共交通、コミュニティ交通体系の再編に向けた検討につきましては、現状においては、慎重を期すべきであろうという考えに至っております。このことから、作業のスケジュールを再度検討いたしまして、資料8ページに記載しておりますけれども、点線で記載している部分が当初のスケジュールで、実線で記載しているのが今回見直したスケジュールでございますけれども、今年度に予定しておりました令和3年度からの次期公共交通・コミュニティ交通体系の再編作業、及び次期コミュニティ交通体系による新たな運行は1年先送りいたしまして、来年度、令和3年度中に、令和4年度からの次期コミュニティ交通体系の再編を行いまして、令和4年度から新たなコミュニティ交通の運行を行うスケジュールの変更をしたところでございます。

なお来年度、令和3年度のコミュニティ交通の運行につきましては、現在の運行体系を基本として、必要に応じて変更・調整するように考えているところでございます。このスケジュールの変更につきましては、9月25日に書面審議を実施いたしました飯塚市地域公共交通協議会及び交通会議においても、同意の議決を得て決定をしているところでございます。以上で本日提出しております全ての資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

資料の提出ありがとうございます。ではあるのですが、さきの委員会で買い物ワゴンについては、もう少し詳細に資料を提出していただけないかということをお話ししたかと思っております。改めて資料要求をさせていただきます。買い物ワゴンのそれぞれの地区の路線図並びにダイヤ、そして費用であったりとか、あと、それぞれの便ごとの平均乗車数等、そういったものがわかる資料の提出を求めます。委員長においてお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますか。

○まちづくり推進課長

はい、提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩いたします。

休憩 10:12

再開 10:13

委員会を再開いたします。資料をサイドブックに掲載していますので、ご確認ください。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

資料提出ありがとうございます。ちょっとこの資料について、概略を説明いただけますか。

○まちづくり推進課長

資料につきましては、まず1ページ目に令和2年度買い物ワゴンの地区別契約額、あわせて利用者数、平均実績一覧を提出させていただいております。1枚目の資料は、一番上の段が各地区の契約額、そして次に利用者数の平均としまして、各地区ごとの1日当たりの平均利用者数、その下に各地区の1日1便当たりの各地区の平均利用者数を掲載しております。なお、これにつきましては上半期、令和2年4月から9月までの集計分を掲載いたしております。また、2ページ以降につきましては、それぞれの地区ごとの上半期の利用状況を添付いたしております。それから、ルート図につきましては、各地区で今運行していますルートの概要を提出させていただいております。あわせて、各地区のダイヤをそれぞれの地区で、提出をさせていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。次期コミュニティ交通体系再編スケジュールなんですけれども、9月25日に書面において議決をしたということでした。スケジュールの変更についてですね。その内容は、今わかりましたけれど、変更の必要性について、わかりにくいところがあったので、もう一度、説明してもらっていいですか。

○地域公共交通対策課長

先ほど資料7ページに基づきまして、ご説明をさせていただいておりますけれども、昨年度末からのコロナウイルス感染症によりまして、公共交通事業につきましては、多大な影響をこうむっているということにつきましては、マスコミ等の報道で皆さんも御承知のことだろうと思っております。それに基づきまして、民間の交通機関の運行、また今後の運行計画がかなり変更しつつある、また変更をやむを得ない状況にあるという報道があっております。そういった中で、本市が行っておりますコミュニティ交通につきましては、民間公共交通事業で補えない部分を運行していくというようなスタンスで、これまでやってまいっております。そういった中で、ここ7ページに記載しておりますけれども、民間交通事業がかなりのダメージを受け、今後の経営の進展や計画が不透明でわからなくなっているという状況があるということが、市民の皆さんの移動手段の確保という点でかなり先行きがわからないという状況、また住民の皆さんのご意見等をお聞きしながら交通体系を構築するという考え方につきましても、なかなかそういう機会を設定することが難しくなっているという状況がある中で、今年度、この体系を構築し、今後、仮に3年というようなスパンで実施していくことが、本市の交通施策として適切なものかということをお考えた場合に、現状の体系を1年継続しつつ、改めてこの状況を踏まえ、今後の成り行き、そういったものを見極めながら計画を立てるといったことのほうが、むしろ公共の福祉に適している考え方にはなるのではないかということの中で、スケジュールの変更をさせていただいたということでございます。

○川上委員

新型コロナの収束、あるいはコロナ後の安定的な社会をどう築いていくかというのは全体的な課題なんですけれども、今のお話だと、この間は3カ年計画をずっとつくってきたでしょう。当然、中途において一定の変更もあったけれども。そうすると今のお話だと3カ年計画をつく

ること自身が考え直さなくてはいけないというようなことなのですかね。

○地域公共交通対策課長

コミュニティ交通の体系につきましては、毎年、多少の変更といたしますが、軽微な変更等はさせていただいておりますが、一定期間、一定のスパンで、その交通体系自体を見直す、考え直すということを、これまでやってきております。今回のコミュニティ交通体系の再編につきましては、これまでやってきております併用方式、コミュニティバス、予約乗合タクシーの併用方式といったことの動きも当然ございますけれども、各地区で交通体系、買い物ワゴン等の取り組みをされているという状況を踏まえる中で、また西鉄等の民間交通事業の事業展開等も大きく変わってきておりますので、そういったところを見据えた中で、再編作業をさせていただきたいというふうに考えておりますので、3年スパンという期間でどうこうということも当然ありますけれども、内容といたしまして、そういったことを含んだところで考えているというところでございます。

○川上委員

西鉄バスの場合、バスの場合は、路線撤退は半年前に届けばいいということに、法が変わってしまっているわけです。今、西鉄は1年後撤退しますよというのを通告してきますよね。あなた方は、もう同意をしてしまうじゃないですか。市民が知らないうちにですよ。密室協議をするから。それで、そういうスパンなんですよ、半年とか1年とかいう。こうした中で、3カ年計画を1年延長してつくるということであれば、西鉄は3カ年は、現状というか、そのときに決める路線は3カ年は維持するということになるわけですけど、そういった立場が入っての今回の9月25日の決裁ということになっているんですか。

○地域公共交通対策課長

今委員が言われましたように、例えば西鉄バスの廃止・撤退等の手続につきましては、1年単位で手続がなされているという状況がございますが、このたびの9月末の交通体系のスケジュール変更につきましては、現状そういった状況、情報が入っているわけではなく、恐らく来年につきましても、現状に近いところで運行するというようなことが考えられるということ予測しております。今後の見直しに当たりましては、先ほど申しましたけれども、コロナウィルスの影響で、西鉄自体の事業展開というのが不透明な部分があるということはお聞きしておりますけれども、そういったこともある程度想定した中で、何らかの対応、また施策として対応できることを念頭に置いて、再編をするべきだろうというふうに考えておまして、そのためにも慎重を期すべきということで、スケジュールの変更を考えたくてでございます。

○川上委員

こういう状況の中で、3カ年計画を西鉄も含めてつくるということであれば、3カ年は西鉄は勝手な路線廃止・撤退はしないということを感じてもらわないといけないですよ。だから、9月25日に西鉄の代表もおったわけですから、書面で議決、了承したのであれば、西鉄は今後つくる3カ年の間については、今言った路線廃止・撤退はしないということかどうか確認をする必要があるのではないですか。3カ年ということであれば。どうですか。

○地域公共交通対策課長

本市を運行しております民間路線バスといたしましては、西鉄バスがあるわけでございますけれども、西鉄バスのほう、本市に本社があります西鉄バス筑豊、並びにその母体であります西鉄の本社等につきましては、私どものほうと情報共有、意見交換等をさせていただいております。今回のスケジュールの見直しにつきましても、当然、そちらのほうに本市の考え方等をご説明し、また西鉄等の今後の考え方というもお聞きしながら、計画を練っているところでございまして、そういったことで本市及び西鉄ともに、公共交通を維持、確保していく、今後いろいろな取り組みをともにやっていくというような中で取り組んでおりますので、本市が今考えているようなことというのは、西鉄のほうも認識していただいているというふうに考えて

おります。

○川上委員

我々はこの間、3年、3年、3年できたでしょう。この間に、西鉄が路線廃止と撤退を何回しましたか。

○地域公共交通対策課長

この近年ということでございますけれども、私の記憶が正しければ、平成25年ごろに八木山線の廃止、そしてまた、ここ数年で小竹・天道線、また昨年、先ほどの報告の中にもありましたけれども、3区間についての廃止といった動き、確井・大分坑線も一部廃止ということもあっております。私、ちょっと資料を持っておりませんので、あやふやな部分はあるかと思えます。また一部減便という扱いの部分もありますが、重立ったところはそういったところだというふうに思っております。

○川上委員

ちょっとつけ加え、部長がアドバイスしていましたが、28番を廃止したでしょう。27番は減便でしょう。それで、そもそも3カ年計画をつくるわけだから、西鉄は3カ年は、少なくとも現状維持というか、その路線の運行は責任を負いますという立場でこないといけなかったわけだけども、一方的に、半年後6カ月の届け出でよいところをうちは1年前から通告していますよと。どうですかみたいな態度で、一方的にその撤退を言ってくる。そして、それは非公開の場で、私も傍聴に行っただけで排除されましたよ。そういうやり方で決めているわけですよ。あなた方は私が傍聴に行って、その非公開の議決をするときにあなた方も手を挙げたでしょう。非公開ですることについての。そういうようなやり方の中で、3カ年計画とか言うけれども、西鉄にとっては3カ年計画で縛られないという実状がずっとあったわけです。今回、先ほど西鉄はこれからつくる3カ年については、そういうことは考えないだろうみたいな、信頼していますよというような趣旨の答弁があったけれど、何か西鉄の側から、これまでのことについて反省して、今度つくる3カ年計画については、一方的な撤退とか、廃止とか、路線廃止とかはしないというような兆しか何かあったんですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:28

再 開 10:29

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

まず、今回のコミュニティ交通の体系を3年スパンでやっている分を、今回は1年延長してやるという大きな一番の理由は、コロナの関係で利用者とか市民の人との意見交換とか、意見の集約がやっぱり得にくいというところが、やっぱり一番でございました。今、川上委員が言われますように、西鉄との話ということでございますが、当然西鉄バス筑豊バス会社の社長も、当然、公共交通協議会には参画していただいております。当然、私どもも、その体系をつくる上においては、西鉄バスの路線、こういう路線があるという前提のもとに、当然、コミュニティバスなり、予約乗合タクシー、そういったものを体系化をしていくわけでございますので、西鉄バスさんについては、今後とも今のバス、私どもがつくる体系と同様に西鉄バスの路線についても維持していただくようお願いいたしますし、今後とも西鉄との定期的な協議を持ちながら、そういったところについても要望してまいります。

○川上委員

要望はいいんだけど、3カ年計画には、西鉄そのものも参加して手を挙げているわけでしょう。それなのに、自分のところがメインで頑張らないといけないのに、3カ年計画があるのに、今まで実績としては気が向いたときに、理由を付けて路線廃止・撤退していつているじゃ

ないですか。だから要望するだけではなくて、3カ年計画を決めたときには、一方的な撤退と
かしない、廃止とかしないという決意の込められた手の上げ方を西鉄がしているはずなので、勝
手なことをしたら困るということ、最初の段階ではっきりさせておく必要があると思う。さ
っき、今回はそういう決意の込められた何か西鉄の兆しがあったのですかと聞いたのですけれど、
ないわけでしょう。それどころか、飯塚市にもかかわりがあるけれども、田川に対しても、
7月末に福岡までのバスの運行について、このようにしますという、減便というか、減便にな
ったところは廃止ですから、撤退ですからね。そういうことで、飯塚市との関係もあったので、
西鉄が少しずつ時間とって、さっと回ったらしいけれど、田川では、それだけではなかったん
ですね。もちろん、田川の交通網形成計画ありますよ。それに大打撃を与えるような撤退計画、
福岡との関係だけではなくて、地域の交通手段、なくてはならないものを、ほとんど壊滅的に
撤退するように押しつけてきているでしょう。来年10月からですよ。コロナが収束するよう
な状況でもないですよ。計画期間内でしょう。これが、田川で起こっている現実、確認してい
ますか。

○地域公共交通対策課長

西鉄バスのほうから、田川市周辺の自治体に対して、委員が申されているような路線バスの
減便とか、廃止とかそういう申し出があったことは承知しております。

○川上委員

全体像は把握していますか。田川的生活維持するための、どの路線が廃止になっているかと
か。

○地域公共交通対策課長

全体像と申しますか、詳細は把握しておりません。

○川上委員

飯塚管内で走っているのは、西鉄バス筑豊でしょう。田川で走っているバス会社は何なんで
すか。

○地域公共交通対策課長

西鉄バス筑豊と西鉄本社の路線があると覚えております。

○川上委員

同じバス会社が、田川でも動いていて、それが壊滅的なバスの撤退を打ち出しているわけ
でしょう。飯塚市は昨年、私の提案というか質問に対して、副市長が答弁に立って、公共交通課
のような形のものをつくる方向だというふうに言われて、地域公共交通対策課ができたじゃな
いですか。それを専門とするところができて大いに期待していますよ。そうしたらメインで、
公共交通を支えなくてはならない、この地域では西鉄バスでしょう、バスで言えば。そのバス
が経営する隣接の地域で、どういうことをしているかについて、本市の地域公共交通対策課は、
正確に実態を把握しなければ、これからつくる3カ年計画において、西鉄が誠実に3カ年計画
のとおり路線を維持するかどうかわからない。要望するにしても、田川の実態を知っていな
ければ、要望しました、受け取りました、どうするかはこちらが考えますということになっ
てしまうのではないですか。それで9月定例会で、田川市議会の共産党の議員がこのことを聞
きました。そうすると、田川の建設経済部長がこう答弁しているんですよ。本市では、廃止申
出がなされた直後から、当該路線の存続に向けて、関係市町村等と協議を進めており、今後、
西鉄バス筑豊株式会社に対して、早急に要望活動を行うとともに存続に向けた協議を進めてい
くつもりでございます。ここでいう関係市町村というのは、田川市郡内のそれということも当
然あると思うんだけど、飯塚市のことも含んでおるのではないかと思ったわけですが、
田川市を含む田川郡部の町村と本市との情報交換、ないし協議はどうなっていますか。

○地域公共交通対策課長

本市と田川市郡との情報共有というようなお話でございますが、本市と田川市郡と直接影響

のある路線に関して、現在、急行福岡線という路線がございますけれども、その分のことについて、田川市の方の担当者と情報共有や意見交換等をさせていただいております。

○川上委員

田川、飯塚、福岡との、その路線のことについてのみの情報共有ですか。

○地域公共交通対策課長

そういった内容のお話をさせていただいております。

○川上委員

同じ会社を相手に、筑豊の各市町村が相手にしているわけですよ。西鉄のほうは、自分の情報は、全体プランはあるんだけど、全体プランは明らかにしないんですよ。飯塚には、切り売りして飯塚に本当にかかわる小さなところだけをいう。田川には飯塚の情報を言わないんですよ。どうしてそんなことするんですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:39

再 開 10:43

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

今、質問委員が言われた内容のことでございますけれども、確かに西鉄は広域的な形での交通事業者でございます。それに対して、1つの市で対応するのではなくて、市町村がそれぞれ連携した上で、西鉄と協議して市民、住民の公共交通を確保するべきではないかというようなご提案だと思います。それで、現状そういうところの体制をとっておりませんので、今後、近隣の市町村と協議しながら、そういった連携がとれるのか、また福岡県の役割、そういったものも含めて、どういうふうな形で今後、西鉄との協議ができるのか、そういったところについても考えていきたいと思っております。

○川上委員

きちんと西鉄と話し合うためには、飯塚市民の暮らしの実態を正確に捉えることとともに、相手が今、部長が答弁されたように広域できているので、田川で起こっている住民の公共手段、移動手段を奪うような一方的な路線の廃止計画の現実についても、飯塚市がつかんでおかないと、協働してというわけにいかないと思っております。正確に情報を把握するように頑張らなくてはいけない。その際に、西鉄がこのような一方的なこと、廃止するよと、それから何ですか、路線維持してもらいたいんだったら補助金をたくさん出してくださいとか、増額してくださいとか言ってくるんだけど、これは全て、国と話をして、事前協議ないし了承を得てやってきているわけでしょう。ですから、西鉄に対しても要求もするし情報も取るけど、国との関係でも、もちろん県との関係でも密室協議に慣れているから、ものが言いにくいかもしれないけれど、地域公共交通対策課をつくったんだから、堂々とそこところは国・県とも、わたり合うようにしないとと思っております。それで、私としては3カ年計画を引き続き考えていくべきかどうかについて、本市としては、国の設計もあるでしょうけれど、この時代になって3カ年計画が適切なのかどうかについて、一度考える必要があると思っております。

それから、それはそれとして、このスケジュールを見ますと、9項目、こういうテーマについて、こういう流れというのは9項目あります。矢印が9本掛ける2か、あるんだけど、昨年来やっている素案づくりのための市民意見の集約、意見募集というのは、もう既にやっているんだけど、新しい時代に入ってきている中で、この9項目の中に、市民意見募集アンケートというのがないんですよ。でき上がった素案に対して、周知とか書いてある。意見聴取とか書いていますけれど、そのときはもうほぼ動かないから。だから、この9項目の中に市民意見を寄せていただく、素案づくりに、というスタンスがちょっと見えにくいんだけど、どこに

ありますか。

○地域公共交通対策課長

お示ししております資料8ページに、再編のスケジュールを掲載させていただいておりますけれども、その中で買い物支援関係会議、まちづくり協議会等で開催されております方々への意見聴取、またそういう会議への参加、また地域の代表者等との協議、そういった中で素案を作成する過程、プロセスにおきまして意見等をお聞きしてまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

これは提案ということになりますけれども、公共交通、移動手段全般について、市民の意見を丁寧に聞くような、アンケートだけでいいというわけではないんだけど、方策をよく研究して、この中に入れ込む必要があるのではないかと。例えば二瀬、伊岐須、相田地区は人口密集地ですよ。それで路線は辛うじて維持しているわけだけど、なんか九工大周りとか、いろんな形になっていて、伊岐須のバス停からバスターミナルに出てくるとか、ましてや市役所に出てくるのはものすごく難しくなっているんですよ。それで、その公共バスを使わなければ働きに行けない、あるいは就職にも差し支えるという人たちも、何人も聞いています。そういう声も丁寧に、丁寧に集約して、そして3年がいいか、1年がいいかという検討を要すると言いましたけれど、反映させていくと。そして、すぐできるやつについては、すぐ改善していくというようなことが必要ではないかと思えます。何かこういうことをしたらいいなという工夫は考えませんか。

○地域公共交通対策課長

この交通体系再編につきましては、いろいろな方々のご意見等をお聞きする中で、そういった作業を進めていきたいというふうに考えておきまして、先ほど申しました各地区の方々のご意見というの、直接聞いたりとか、そういうことも考えていきたいと思っております。

○川上委員

そういうことは大事だと思います。そうすると、関連して次の質問にいきますけれど、西鉄が3カ所、撤退したでしょう。それに対して10月から、こういう手当をしていますよということで、上三緒のこととか出ました。1カ月しかたっていないということもあろうと思えますけれど、コミュニティバスが、あるいは予約乗合タクシーが、庄内においては、西鉄バスが撤退した住民サービスの穴を埋め切れれているかについては、住民の声を聞けばすぐにわかるでしょう。それは把握していますか。

○地域公共交通対策課長

今、申されました10月1日からの一部廃止区間に対する代替手段につきましては、資料で提出させていただいております6ページの情報を今、手元に持っているという状況でございます。まだ月日がたっておりません。市に意見の集約もありますし、こういった利用の状況というのを、もうちょっと注視して集約した中で考えていきたいというふうに思っております。

○川上委員

コンロに火をつけて鍋を沸かすじゃないですか。触ったら熱いでしょう。沸騰していたら。10月というのはそのことなんです。だから、乗るバスがない。これに乗ったらどうですかと言われるけど、中島組あたりで止まってしまうと。なかなかかみ合わない、向こうから来る西鉄バスと。そのようなことはすぐわかるはずなんです。日にちがたっていないくても。私が日にちがたっていないからという言い方をしたのは、あなた方が気が回らない時期だったろうなということだけで言っただけです。住民の場合はすぐわかる。庄内で予約乗合タクシーがどこで止まっているんですかね、今。まち境で止まるわけでしょう。自治体境で。乗ってみたいじゃないですか。西鉄バスの赤坂からこう来て、ダイハツ、予約乗合タクシーに乗りかえて、どこかわからないところで降ろされるわけでしょう。今までは、ターミナルまで行っていたのが。

それから先、その方々がどうしているかについてもわかるじゃないですか。きょう中ぐらいで調べられないんですか。そういうのは、そういう声は。

○地域公共交通対策課長

調査につきましては、ちょっと、なかなかすぐにとというのは難しいかとは思いますが、利用状況の把握については努めていきたいというふうに考えております。

○川上委員

旧自治体、合併前の自治体のときは、ふれあい号とか、いろんな名前無料でじゃんじゃん走っていたわけじゃないですか。比較的評判もよかった。それは旧自治体で、職員が課を超えたような形で一丸となってやっていたからですよ。今はそういうわけにいかないじゃないですか。こうした中で、地域公共交通対策課ができたんだから。そのうち声を聞きましょうではなくて、専門の部署ができたんだから、地域公共交通対策課ここにありというような仕事を、ぜひしてもらいたいというふうに思います。

それから、買い物支援ワゴンのことなんですけれど、10月30日に私も同行して筑穂の高齢者の皆さんが市長宛ての要望書を提出しました。この際ですから、その内容とその要望についてどう受けとめているか、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

今、質問委員が言われました「中山間地の交通弱者を守るために買い物支援ワゴンの増便をお願いします」という要望でございます。この要望につきましては、具体的に見ますと、朝のお出かけ便、いわゆる買い物ワゴンという形で想定しますけれど、2便ふやしていただきたい。朝の8時、9時台というのが1点。また週1回を週2回、これは土日も含めまして2回に増便していただきたいと。また運賃は無料とすること、それから巡回路に大分駅前を入れることという内容の要望でございます。これにつきましては、意見交換、懇談させていただきまして、我々としましても、当然買い物ワゴンの関係もございしますが、先ほどから質問委員が言われますように、コミュニティバスとか予約乗合タクシーを踏まえた上で、この分をもう即できるのかという話にはなりません、貴重なご意見をいただいた中で、要望いただいた中で、これにつきましては筑穂地区になりますので、筑穂地区全体の買い物ワゴン、公共交通全般も踏まえた上で検討していく必要があるかという形で考えております。

○川上委員

現在、筑穂地区は3コース、週1回でしょう。それで飯塚市は、私が一般質問で希望のあるところには希望のある回数だけ運行するように、土日含めてしたらどうですかと言ってしたら、その方向ですという趣旨の答弁がありました。試行ですよという、そのときは趣旨だったけれど、その方向に1歩、2歩を進みつつあると思うんですよ。高齢化が進行したり、今言った西鉄の問題とか、さまざまな条件がある中で、その要求はせめて1回を2回にということなんですけれど、1回を2回にしたら予算がどれぐらい要りますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:59

再 開 11:09

委員会を再開いたします。

○まちづくり推進課長

先ほどの意見交換の中身の部分で、1回を2回にすれば金額がどれくらいになるかというご質問でございました。現在、筑穂地区におきましては、先ほど質問委員が言われましたように、3ルートで契約額396万円となっております。これを単純に2倍にすれば、700から800万円弱という形になりますが、必ずしもその金額かどうかというのは、今の段階で確実な数字はちょっと申し上げることでできませんけれど、単純に2倍にすれば800万円弱という

形になります。

○川上委員

単純に倍には多分ならないだろうと思います。それで、この際ですから、10月30日に地元から提出して受け取っていただいた文章を資料要求したいと思いますので、委員長、取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

○まちづくり推進課長

正式に要望書という形の捉え方ではなかったんですけど、一応、意見交換をお願いしますという形の部分で文書をいただいております。その分につきましては提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩いたします。

休 憩 11:11

再 開 11:12

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

資料を提出していただきました。これはこの下に連絡先だとか、今からこの内容に賛同する団体の署名欄があるのを白消ししているということ私のほうから指摘をしておきますね。それで、先ほど1回を2回にするとどのぐらい費用が新たにかかるかということ聞いたのですが、土曜、日曜を含むという要望になっているんですね。土曜、日曜を含んで週2回ということについて、何か法律上の問題や壁がありますか。

○まちづくり推進課長

現在の買い物支援対策の買い物ワゴンにつきましては、法律上の問題はないかという形で認識はしております。

○川上委員

では次に、移動販売車について、お尋ねします。私も大日寺に住んでいて、マイク放送で、移動販売車が来ます、どうぞというアナウンスが聞こえて、いそいそと、という空気がまちに漂うわけですけど、なかなか良い雰囲気ですよ。つながっているという感じです。自分が利用してもしなくても、まちの空気が良いなという感じがします。それで移動販売車の利用状況、住民の声がどうなっておるか、把握しているところをお尋ねします。

○まちづくり推進課長

移動販売につきましては、昨年度から質問委員が言われますように、鎮西地区で試行を開始しております。鎮西地区の利用状況でございますが、大体、平均的には、1日の利用者が、全体では何カ所か止まる、何カ所か移動販売を行っていますが、大体鎮西地区が8カ所で平均の1日当たりの利用者は70名程度となっております。あわせて、穂波地区につきましては、今年度7月から試行として開始しています。穂波地区につきましては、高田方面が6カ所、大体、1日平均利用者が今のところ3人。それから、忠隈、穂波東地区につきましては8カ所、移動販売を行っております、大体平均1日56名ぐらいの利用があつてございます。前回の委員会でもご答弁させていただきましたけれど、穂波地区、鎮西地区の住民の方、利用者につきましては、大変また買い物ワゴンと違った、身近なところで移動販売で食料品等の買い物ができるという形で、喜んでおられるという形でお聞きはしております。

○川上委員

スタートと同時にというところもあったと思いますけれど、その新型コロナの感染防止との関係で、利用を控えるというような傾向は特にはないですか。

○まちづくり推進課長

各移動販売の場所場所ではちょっと把握しておりませんが、高齢者が主な利用者という形で、そういう不安といいますか、そういうコロナの感染の不安がある利用者もおられるという形では認識しております。若干そういう影響あっているのかなというように考えております。

○川上委員

基本的には、車は大きい施設の中に入って販売するわけではないので、基本的には3密ということは考えにくいし、それからきちんと消毒も当然ながらしていると思うので、その影響は少ないのではないかなと私は思っております。

最後ですけど、先ほどから言っております地域公共交通対策課が活躍し始めているんだけど、この地域公共交通対策課が飯塚市にできたというので、西鉄にとって便利がよいなというような話では困る。西鉄の意思がその地域公共交通対策課一本で貫徹されますよというようなことでは困る。当たり前なことだけれど、本市として、市として地域公共交通対策課が住民の立場に立って、この大企業や国にきちんと物を言えるようにする必要があると思うんだけど、その決意を伺いたいと思います。

○地域公共交通対策課長

先ほどから地域公共交通対策課に対する激励のいろいろなお言葉をいただいておりますが、私、本年度、着任いたしましたして、そういったことを多方面でお聞きしております。当然ながら、飯塚市の公共の福祉に資するということが、私どもの責務というふうに思っておりますので、その部分、十分にわきまえて対応していきたいというふうに考えております。

○川上委員

課長の決意はわかりました。委員会との関係で言えば、副市長が答弁した形がありました。副市長、今、課長もああいう答弁されましたけれど、どんなふうですかね。大丈夫ですかね。答弁を求めます。

○副市長

今年4月から部署をつくりました。それと同時にコロナが出てきまして、大変、担当部課としても苦勞をしていると思います。ただ、我々が思ったようなところで一生懸命頑張っておりますので、今後ともしっかりとやっていくと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

先ほどのスケジュールの件なんですが、川上委員のほうから指摘のあった住民の意見をどのように取り上げていくのか。きょう提出されたスケジュールでは、言われたように、意見を吸収するところがどちらかという計画が立った後だけではないかと。やっぱりその前の段階で、しっかりやる必要があるのではないかと。その点については、地域の代表者であったりとか、買い物支援の関係者との協議の中で拾っていききたいというお話がありましたが、それだけではなく、川上委員言われるように、その分についてはしっかりとやる必要があると私も思っています。そのときに大切なのが、どういった選択肢があるのかをきちんとお示しされること、それと、今の状況がどうなんだということを、しっかりお出しすることが大切だと思っています。その上で、ではどうしましょうというお話をしないと、多分、多くの方々は今しか知らないんです。今しか知らないか、今までしか知らないんです。福祉バスがあったね。それがこうやって変わってきた。コミュニティバスだけになった、無料だったのが有料になってコミュニティバスになった。それから予約乗合タクシーとの併用になった。一時期はまちなかに周回バスが入って

いたと。これで買い物支援ワゴンができた。そのあたりくらいしかやっぱり知らないわけです。そういった方々に対して、きちんとよその地域ではであったりとか、これからこんなことができるかもしれないという選択肢をしっかりと示した上で、それだったらこれくらいコストがかかるんです。メリット、デメリットこうなんですというやつをしっかりと整理して、お出ししていただく。その中で皆さん方どうしますという投げかけをした上で、地域の方々にしっかりと考えていただく作業をする、それが大切だと思うんです。多分、そのためにまちづくり協議会があるんだろうと思うんですね。そういった部分を考えると、そういった情報の整理と提供が必要だと思うのですが、その点についてはしっかりとやっていただける、やっていただきたいと思うのですがいかがですか。

○地域公共交通対策課長

議員がおっしゃっております、多数の自治体で取り組まれている取り組みとか、いろんな選択肢があるとか、そういった情報、また、これまでの本市の取り組み、またそれに基づく利用状況、そういったものということ踏まえたところでいろんな交通の運行状況というものを把握し、計画を立てていくということを念頭に置いてやっていきたいと思っておりますので、今言われたようなことも踏まえて、対応を考えていきたいというふうに思っております。

○江口委員

ありがとうございます。ぜひそこをしっかりとやっていただきたい。その中で、やはり幾つかやっぱり指摘しておかなくてはいけない点があると思っております。買い物ワゴンについて、今回資料を出していただきました。やっぱりあの路線図、ダイヤであったりとか、そういう利用状況を見るとやっぱり本当に大きな差があるんです。ここはある意味成功しているのかなと、利用状況を見ると成功しているのかなと思うところもあれば、ここは厳しいなと思うところもある。片一方では、でも成功しているように見えるんだけど、この形でいいんだろうかという思いもあたりはするわけです。買い物ワゴンのある地域を見ると、空白地域にスーパーができた。そこに対して、ある意味ピストン輸送みたいな感じでやっていただいている。利用状況を見ると非常にいいわけです。ただ片一方で、本当にこれが正しい形なのかどうなのかということ考えると、片一方ではある意味、利用する市民のほうからすると、買い物に行くという生活を支える大切なところではあるんだけど、片一方では事業者の事業を支えている部分かもしれないんです。イオンさんは自前でバスを回すわけですよね。市から補助金をもらうことなく自前でバスを回しながら、お客様を獲得する努力をされる。そういったことを考えると、適正な負担というのはあり得る。あり得るというよりも考えるべきであると思っております。そこでちょっと考えていただきたいのは、その負担をするというところで、以前からあっている宮若ぐるぐるバスでしたっけ、ぐるりんバスでしたっけ、ありますよね。宮若市は、以前も紹介したんだけど、あるバスを運行している会社がバスを回しているんだけど、その事業費は停留所となっているところの前にある病院であったりとか、商店であったりとか、そういうところから費用を出していただいた上で回している。あそこは、たしか無料ですよ、利用料は。そういったことがあっているわけですよ。あとそれと似たような事例が、最近ちょっと聞くのが「チョイソコ」というトヨタの1次下請として有名なアイシン精機さん、変速機をつくっているところなんです、そこがやっているサービスで「チョイソコ」というのがあります。こちらについて御存じかどうか、存じておられたらどういったものであるのか、ご紹介いただけますか。

○地域公共交通対策課長

ただいま委員のほうからお話がありました「チョイソコ」という交通機関、交通手段ということにつきまして、全国何カ所かで取り上げてされているということで、その概要といたしまして愛知県豊明市のほうで実施されておりますけれども、そこでの紹介内容といたしましては、主に高齢者や交通不便者を対象とした電話申し込みで自宅最寄りの乗降場から希望の行き先乗

降場まで、ほかの利用者と乗り合いで送迎する移動サービスということで、行き先の乗降場につきましては、エリアスポンサーと言われる協賛をいただいている事業者や公共施設で乗り降りをしているということで、先ほど紹介のありましたアイシン精機とスギ薬局という地元の企業が運営の主体となりまして、有償の実証実験をされているということで今後、全国展開をしたいということをお聞きしております。この事業の内容につきましては、今後ちょっと研究させていただきたいなというふうに思っております。

○江口委員

今のお話を聞いて、担当課、担当部長、副市長あたりはちらっとお聞きしていたかもしれないんだけど、多分ほかの方々で何だろうなと思っている方がいっぱいおられると思うんです。やっぱりこういったとき資料があつてやると当然のことながらわかりやすいですね。やっぱり、市民の方々もそうだと思うんです。私らもそうですし、市民の方々もそうだと思うし、皆さん方もそうだと思います。しっかりと資料を出した上で説明した上で、ではどれを選びましょうかということをしっかり考えていただきたいと思います。この計画を先送りしたこと、3カ年の分を今年度中ではなく、来年度に先送りしたことに関しては、私自身としては非常に正しい判断であったと思っています。やっぱりこの状況の中で無理やりやっても協議できない中であつたら、残念ながら大きな方向転換はできずに、もう間に合わせるためにと同じ状況が続いたのではないかなと思っていますので、今回、ある意味、コロナで時間ができたわけですから、そのできた時間をしっかりと生かしていただきたいと思っています。

片一方で時間ができたということは、ある意味そのプラス1年ができたわけです。では来年度どうするのかというのが、片一方では検討しなくてはならないこととして出てきますが、来年度については、今年度がベースというのは、3カ年プラスアルファなので、ベースというのはそのとおりでいいと思うのですが、ただ片一方で今でもやっておられるような幾つかの修正作業というのは必要だと思うんです。そこら辺に対してはどのようにされるのか、お聞かせいただけますか。例えば、今までもサイズの話、予約乗合タクシーが10人乗りが本当に必要なのか、乗っている人数を見ると、ほとんどが1人、2人だよ。だったらタクシー車両でもいいよねというお話もさせていただきましたし、コミュニティバスについても、逆にもう一回り小さい今予約乗合タクシーで使っている車体でいけるのではないかという話もさせていただいたことがあるかと思っています。そういったサイズの変更であつたりとか、予約の方法であつたりとか、そしてまた予約の回数、頻回に利用される方は、ほとんど毎日に近い状況で使われている方がおられると。片一方で予約がとれないで諦めた方々もおられる。そういった中で、その部分の制限等を考えるべきではないのかという話もさせていただきました。そういったことを含めて、来年度に向けてどのような調整があり得るのか、お聞かせいただけますか。

○地域公共交通対策課長

来年度、令和3年度の運行につきまして、冒頭の説明の中でもお話しさせていただいておりますけれども、現在、令和2年度10月以降に、路線ワゴンというような動きも含んで運行しております。その流れを踏まえまして、原則として現在の運行を令和3年度も実施したいというのが基本的な考えでございます。今いろいろご提案等をされておりますけれども、運行の手法、内容につきましては、これから飯塚市地域公共交通協議会等の議論等を踏まえまして、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○江口委員

来年度に関しては、そろそろ時間が厳しくなっている状況であるのではないかと考えています。早急な検討、そして協議をお願いしたいと思います。

それとあともう一点気になっているのが、先ほどから答弁者が、やっぱり地域公共交通対策課が答えれば、まちづくり推進課が答えるところがあるわけですね。買い物ワゴンについてはこちらとかね。コミュニティバス、予約乗合タクシーについてはこちらだと。果たして、この

状況でいいのかということも片一方で考えなくてはならないと思うんです。やっぱり公共交通に関しては、もう地域公共交通対策課ができたのであれば、こちらのほうに一本化するということも組織としては考えるべきだと思いますが、部長もしくは副市長、その点についてはいかがでしょうか。

○市民協働部長

地域公共交通対策課をもとにつくるときに、その議論はもともとございました。買い物ワゴンまで入れるか入れないかという議論はした上で、ただ、まだ買い物ワゴンは試行的なところで、まちづくりと一体的な中でやっていくというようなことを念頭に置いて、体系とかそういうもの考えていこうということで買い物ワゴンだけは切り離して、今やってきているというところがございます。そういう意味も含めまして、では将来はどうなるのかということでございますけれども、私どもが公共交通網形成計画というのを、2018年3月に策定いたしておりますが、その中では、今の買い物ワゴンについても地域公共交通の一つの手段として組み込んでおります。そういうことも含めると、今言われるように、将来的には一本化するというような方向も考えていきたいというふうに思っております。

○江口委員

その将来が、遠くの将来ではなくて来年度でいいのかなと思ったりしますし、年度途中からでもいいのかなと思ったりはしています。その点については、早目に手を打たれて、同じ部の中ではありますので、やりやすいと思いますので、その点は副市長のほうもしっかりと考えていただけましたらと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉松委員

今、同僚委員の質問、それから部長の答弁にも関連するかもしれませんが、質問というよりも提案になるかもしれませんが、コミュニティバス、それから予約乗合タクシー、これについては飯塚市のホームページで利用方法等を都市環境、交通、コミュニティ交通というふうに検索すれば、市民の方々が利用方法等は調べることができるんですけども、買い物ワゴンについては、ホームページにないということで、これをぜひアップすべきだと思いますがいかがですか。

○まちづくり推進課長

ありがとうございます。運行主体がまちづくり協議会でしたので、ちょっと申し訳ありません。ホームページにアップまでまだ行き届いておりませんが、早急に各地区のまちづくり協議会と調整して、さらに市民周知に努めてまいりたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「健康づくりについて」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

健康づくり関連事業につきまして、ご説明させていただきます。まず最初に、各種事業の実施状況を資料に記載いたしておりますけれども、新型コロナウイルスの感染状況により、今年前期については中止とした事業が多く、その後、事業の内容や会場によって、また実施方法の見直しによって感染対策を行った上で、順次、事業を再開しています。

資料1ページをお願い致します。「1. 運動指導等実施状況について」ご説明いたします。

(1) 運動指導事業についてですけれども、健康づくりへの意識づけ、個々の生活習慣に応じた運動の推進を行っております。表中の1番目のウォーキング教室は、春季については中止し、10月より実施を再開いたしたところでございます。表中の4番目のシェイプアップ教室は、7月から教室を開始し、現在は計画どおり実施いたしているところです。次に、(2) 運動啓発事業です。運動啓発事業では、運動習慣づくりのきっかけとなることを目指し事業を行うものですけれども、人が多く集まるイベントでの実施を想定していることが多く、これまで実施ができておりません。ただし、11月以降、脚筋力測定及び運動指導など、できる事業から順次再開をする予定です。

資料2ページをお願いいたします。2. 本市の健康相談事業等実施状況についてです。(1) 健康相談事業でございます。保健師・栄養士・運動指導員による心身の健康に関する個別の相談事業を行っております。表中の1番目の街なか健康相談は、7月より開始いたしております。表中の2番目のイオン健康相談は、8月に開催いたしたところでございます。表中の3番目の健康啓発事業は、8月、9月に自治会からの依頼により運動指導を行ったところでございます。表中の5番目の上段の健幸ポイント事業は以前から行っています紙ベースのものですが、現在、応募者の募集を行っているところです。また下段のいづか健幸ポイント2020は、アプリや活動量計を使用したポイント事業ですが、今年、当初想定しておりました参加者数750のところ、定員数いっぱいになっているところがございます。

続きまして、資料3ページをお願い致します。資料3ページから4ページにかけて、市内5か所のトレーニング室の利用状況を記載いたしております。利用後の器具消毒、換気の徹底、距離を保った運動器具の配置など、新型コロナウイルス感染防止対策を行い、利用していただいておりますけれども、前年度と比べると回復傾向にはありますが、前年度に比べますと、10月でも約50から60%の利用状況にとどまっているというのが今の状況でございます。

続きまして、資料5ページをお願いいたします。フレイル予防事業についてご説明させていただきます。まず「フレイル」という言葉ですが、これは「虚弱」を意味する言葉です。高齢者が健康な状態から、要介護へ移行する中間の状態のことをいいます。具体的には、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりになるなど衰え全般を指します。高齢者の多くは、この時期を経て、徐々に要介護状態に陥ると考えられております。このフレイル予防といたしましては、運動、栄養、社会参加の三位一体がポイントと言われており、加齢に伴い進むフレイルには、筋力低下などの身体的な虚弱だけではなく、社会性の虚弱、こころの虚弱も大きく影響すると言われております。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により外出の自粛が続き、体を動かす機会や人と話す機会が減少することによる心身の活力の低下を防ぐため、フレイル予防に協力してくれるボランティアのフレイルサポーター約100人と共に、手足の筋力測定などの「フレイルチェック」を行いフレイル予防に向けた取り組みを行っているところでございます。11月3日には、市内5か所の交流センターとイオン穂波店をオンラインでつないで、フレイル研究の第一人者である東京大学の飯島先生による講演を放映する「フレイル予防啓発イベント」を開催し、健康寿命に大切な「栄養・運動・社会参加」の重要性について周知を行ったところでございます。

資料6ページには、フレイル予防事業の実施状況を記載しております。今年は、サポーター養成講座は中止といたしましたけれども、フレイルチェック及び交流センター等13カ所で実施しております介護予防事業は、人数を少人数にして実施しておりますところでございます。以上で簡単ではございますが、「健康づくりについて」の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

最初に提出資料について、お尋ねをさせていただいてはいいですか。新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊婦の方へPCR検査を提供しますと書いてあります。ちょっと説明してもらっていいですか。

○委員長

どこですかね。

○川上委員

これは、報告事項の説明資料――。

○委員長

それは後の報告の資料です。

○川上委員

では健康づくり、私は、飯塚市健康づくり計画、昨年2019年3月策定のものについて、市民の実態や声、ないし国・県の動きなども考慮しながら、質問をしてきたわけですが、この健康づくり計画は4つ、健康増進計画と第3次食育推進計画、がん対策推進計画、及び母子保健計画から基本になっているわけですが、実は、この健康増進計画の中の第4節に休養・こころの健康管理とあって、この中でこころの病の代表的なうつ病は、多くの人がかかる可能性を持ち、さらに自殺の背景には、うつ病が多く存在することが指摘されています。自殺に関する相談窓口の情報提供を図るとともに、地域一丸となって自殺対策に取り組むためにゲートキーパーによる支え手の育成や地域のネットワークづくりを推進する必要がありますと、57ページにあります。そういう健康づくり計画の策定から1年たって、つまりことしの3月に「飯塚市自殺対策計画―誰も自殺に追い込まれることのない飯塚市の実現を目指して―」が策定されてウェブサイトにもアップされています。まず経過をお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

先ほど委員のおっしゃられたように、平成31年3月に飯塚市健康づくり計画を策定いたしました。この中で、休養・こころの健康管理という項目を立てまして、その中で自殺対策等々の内容というのを整理いたしました。ただし、その中で自殺対策にある程度特化した部分、これについて、昨年、その計画を策定いたしましたところでございます。飯塚市の特性、自殺におきましても地域特性でありましたり、そのときの状況というのが、それぞれやっぱり年代によって違いがございます。その辺を反映させた計画といたして昨年策定いたしましたものでございます。

○川上委員

健康づくり計画策定以前からの取り組みもあったと思います。それで、そこを含めて、住民の皆さん、あるいは関係機関とどういう協議をしながら、どこが母体になって、飯塚市でしようけれど、皆さんに意見を聞きながらこれを練り上げたというような経過が聞きたいんですけど、答弁できますか。

○健幸・スポーツ課長

本市には、飯塚市健康づくり・食育推進協議会へという協議会を設置いたしております。この中には、医師会、歯科医師会、薬剤師会、自治会、大学の先生等と小学校、中学校の先生であったりとかいう形で構成をされておりますけれども、その中で、いろんなご意見をお伺いながら策定をいたしているところでございます。

○川上委員

そういったメンバーで、その協議会ですから、どのぐらい話し合ったんですか。

○健幸・スポーツ課長

昨年度は、2回開催をいたしております。

○川上委員

何月と何月。

○健幸・スポーツ課長

令和元年度は、12月と2月に開催をいたしております。

○川上委員

では実質、12月1回でもう基本的な内容をつくったということになるのかと思いますけれど、そういう感じですか。

○健幸・スポーツ課長

1回目の開催日までにある程度素案を策定いたしたところで、1回目の協議会を開催し、その後、いろんなご意見を聞きながら、修正作業をして2回目に修正案を提出させていただいたというところでございます。

○川上委員

これを見ますと、施策と指標の中に1. 基本施策、2. 重点施策とあります。このところが、この1年で、1年というか秋までに、どのくらい手だてがとれたのかというのをお聞きしたいんですけど。

○健幸・スポーツ課長

この計画の中では、基本施策といたしまして、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、住民の啓発と周知、生きることの促進要因への支援、児童生徒のSOSの出し方に関する教育ということの基本施策といたしております。また重点施策といたしましては、勤務者・経営者対策、生活困窮者対策、高齢者対策をする計画でございます。それでその中で、飯塚市、今回この計画の後にどういうことができたかというところであれば、まだ十分にできているとは言いがたいとは思っております。ゲートキーパーの養成であったりとか、これは自殺対策を支える人材の育成に当たることとなりますけれども、そういった形の養成というものはいたしたところでございます。

○川上委員

この49ページ、50ページ、51ページになるのか、このあたりに、基本施策と重点施策の指標というのがありますよね。この中で、この間からの答弁で、ゲートキーパーの重要性について強調される答弁がありました。それ以外のことも、ここにはあるんですけど、ゲートキーパーの養成が、どのように行われて、今どこまできているのか、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

ゲートキーパーの養成につきましては、大学の先生に来ていただきまして講義をしていただき、参加者としては四、五十名、ちょっと申しわけありません、正確な数字をちょっと今、持ち合わせておりませんので、四、五十名の参加だったかと記憶いたしております。

○川上委員

共通認識だろうと思いますけれど、もともと、先ほどはうつの話もしましたけれど、対策が必要な情勢があるもとの、自殺対策の計画は、新型コロナが大流行するのとはほぼ同時期にスタートしたんですよね。だから、この新型コロナのことは考慮の外だったと思うんですよ。だから、ここで自殺に至る背景というか、要因というか、幾つも複合的なこともあると思うんですけど、これにそれぞれを深刻化させるような、複合的な要因がもう半年以上続いているわけですよ。しかもこれがいつ収束するというわけでもない。経済的なことでいえば、28.6%、GDPが落ちていくというような局面の中で、ゲートキーパーという方々の仕事の役割というのは、感染の心配のこととかもあると思うんですけど、非常に高度な仕事の仕方になると思うんですよね。その四、五十人集まったときに、大学の先生というのは、九大の先生のことですかね、感染症対策課。失礼、勘違いしていました。自殺対策ですからね。四、五十人に対応したんですけど、そのときに新型コロナのことについての考慮というか、その場の感染対策ではないですよ、自殺との関係で、どのような話があったでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

今、質問委員のおっしゃられるように、今のタイミングであれば、コロナの問題というのが

ございます。ただ実際に、そのゲートキーパー養成の中ではコロナのことについての特別なことということでの説明は、いたしておりません。ただし、コロナの感染の中で、人とのつながりが減っていく。そしてこころの不安というのが大きくなっていく、そういったものは、そういう不安を持たれる方にとっては、どんどん大きくなっていくということが一番予想ができませんし、心配される状況かと思っております。そういった方の発する心配のシグナルをどう読み取るか、こういうことがゲートキーパーの機能として大事なことかと思っております。

○川上委員

自殺対策基本計画の中に、新型コロナが入っていないので、コロナ真っ最中のときに行ったゲートキーパー養成の講座なのに、新型コロナの話はなかったということなんですね。それで、子どもの感染防止の問題と同時に、こころのケアというのも重要になっているんですけど、このゲートキーパーと学校の教職員とのかかわり合いというか、その辺はどうなっているかわかりますか。

○健幸・スポーツ課長

現在、学校現場とゲートキーパーもしくは市の自殺対策のところでの政策の調整というものについては、まだできておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:58

再 開 13:00

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

休憩前の質問を繰り返したいと思います。57ページの欄外に、ゲートキーパーについての説明が書いてあるんですよ。「自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけて話を聞き、必要な支援につなげて見守る）を図ることができる人のこと。地域のかかりつけの医師や保健師等をはじめ、行政や関係機関等の相談窓口、民生委員、児童委員や保健推進員、ボランティア、家族や同僚、友人といったさまざまな立場の人たちがゲートキーパーの役割を担うことが期待されている。」というふうに書かれております。先ほど言いましたように、新型コロナ危機のもとで、学校においては、児童生徒のこころのケアが非常に重要と思うんですね。それで、ここにかかわって、このゲートキーパーの中には学校の教職員は明記はないんですよ。それで学校の教職員は、こういう従前からもうゲートキーパー、先ほど読み上げたようなこと以上のことをされてきていると思うんですけども、ここのところをどう考えているのか、考えたらよいのか、教えてもらいたいという質問なんです。

○健幸・スポーツ課長

コロナ禍において、児童生徒の不安というのは大きくなっていることは、十分予想ができるということだろうと思っております。ただ、今このコロナ禍の中で、今現在、その教職員のほうと、このゲートキーパーについての協議ができていないかと言えば、今現在で言えば、できていない状況でございます。

○川上委員

先ほど基本施策、それから重点施策があると述べて、その実施状況については、49ページ、50ページ、51ページに表もありますというふうに言いました。その基本施策が5つありますでしょう。地域におけるネットワークの強化、1は。2番は、自殺対策を支える人材の育成、3番、市民への啓発と周知、4番、生きることの促進要因への支援、5番、児童生徒のSOSの出し方に関する教育。重点施策が、1番として勤務者・経営者対策、2番として生活困窮者対策、3番として高齢者対策と。5項目と3項目あるんですけど、これについて、コ

ロナ時代に入っているということで、これらの課題が推進しにくい、あるいは自殺の背景にあるものがより深刻化する、コロナによってですね。そういう傾向があるのではないかと思うのですが、その辺について、コロナについて全く触れられることもなかったわけですが、3月の段階の、この自殺対策計画では、全く触れてないわけですから、そこをどう考えるかという課題があると思うんですね。どう考えますか。

○健幸・スポーツ課長

コロナ禍におきまして、自殺の原因というのはさまざまあるかと思っております。その中で、今、このコロナの状況の中で、その原因がより早く、より深くあらわれる可能性というのは、高くなっているというふうに認識をいたしております。その辺の課題解決に向けて、早急に取り組む必要はあろうかという認識は持っております。

○川上委員

今、この分野でコロナ時代でどういった点が具体的に重要かということがまだ経験の蓄積、工夫というのは、まだこれからということかもしれないけれど、特に年末に向けて、さらに年度末に向けて、また季節性のインフルエンザの流行とあわせた危機が訪れる、そのときが来るわけでしょうから、今、課長が答弁された点については、行政だけの力でどうこうというわけにはいかないと思いますけれど、いずれにしても、自助・共助・公助とか言った人もいますけれど、全部順番を逆立ちにさせて、行政という点で言えば、公助から全面に立っていくというのが、今求められているのではないかと思います。

それから、健康づくり計画に戻りまして、第5章の食育推進計画（第3次）となっております。これもコロナの時代の食育推進という観点がいろいろかと思うのですが、そのうち、第3節にあります学校、幼稚園、保育所等における食育なんですけれど、策定してから1年半。しかし第3次ということですから蓄積もあろうと思います。学校において、どういう取り組みをしているかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

まず食育計画の中で、児童生徒に対する一番の目標というものは、朝食をしっかりと食べましょうということが一つでございます。それともう一点がバランスよく食事をとりましょうということが、大きな目標といたしております。ただ、今、質問委員のおっしゃられた学校というところで限定する場合で言えば、給食の中で、地産地消であったりとか、そういったものの割合を高めましょうというところで計画を策定いたしております。

○川上委員

子どもが食料品を万引きする。あるいは、高齢者が気づかないうちに食料品を万引きしているというような報道が多々あります。絶対的な意味合いにおいて、子どもが食事をとれる環境から、はみ出させられているのではないか。つまり、ご飯が食べられないような状況に、大きな流れがコロナ時代の到来によって進行していないかという心配はあるんです。そういうこととは別に、ご飯を食べられる子どもの場合は、朝食をきちんと食べましょうということですよ。バランスよく食べましょうということですよ。それで私は、それは大事なことだと思うけれど、給食の位置づけですよ。飯塚市の場合は、直営ではないけれども、つまり民間委託ではあるけれども、自校方式を選びましたよね。この自校方式が食育推進という点で、力を発揮しているのではないかと思うんだけど、そこを何か考えがありますか。

○委員長

給食関係は、教育委員会のほうになりますので、別の方向に変えてご質問願います。

○川上委員

学校給食で子どもたちが身につけることがあるでしょう。そうしたことについては、この食育推進計画の中では把握はしないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:11

再 開 13:11

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

この食育推進計画の中では、給食に関する事で申しますと、先ほど少し触れましたけども、地元食材の占める割合等の何%ぐらいそれがあるかというところの数値というのは管理をいたしますけれども、その分のみを管理しているという状況でございます。

○川上委員

そうしたら、第3節の学校、幼稚園、保育所等における食育というのは、地産地消にかかわることだけを、ここで扱うということになるんですか。

○健幸・スポーツ課長

生徒児童の食に関する事について、この食育計画の中では、それぞれ目標を立てております。先ほど申したのが、ちょっと学校の中での分ということで、それについては、そういう数値の管理しか行っていないという状況でございます。

○川上委員

それでは、健幸・スポーツ課としては、自校方式のメリットだとかは、余り関係ないということですかね。地産地消の関係とか。

○健幸・スポーツ課長

私どものこの計画の中で、自校方式もしくは給食センターの方式によって、それぞれ地産地消がどうなるかという評価については、いたしております。

○川上委員

第4節に、地産地消における食育の推進という柱が立っております。この1年半ということですけど、どういった点で顕著な前進というか、実績が見られますか。

○健幸・スポーツ課長

この計画策定後の1年半の中で顕著な数値として示しているわけではございませんが、私どもが行っております、今ちょっとコロナの関係で中止しておりますけれども、健康レストランであったりとか、いろんな食育事業、この中で地元産をなるべく使う。またこういうものを使っていますよということの周知等は図っております、その分についての認知については、高まっているかと思っております。

○川上委員

何か数字で示すものがありますか。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。数値については、説明できるものがございません。

○川上委員

それは、きょうないというだけですか。もともとそういう数値をつかまないということですかね。ニンジンとか、大根とか、いろいろ野菜でもあるじゃないですか。米とかは、もちろんあると思うけど。そういうのはつかまないようになっているんですか。

○健幸・スポーツ課長

食事1食の中で、1食を提供したときに、この分は地元産ですよ。そして、これが地元産ですよ、これが地元産ですよ、という形でトータルでこの中で何パーセント、地元産が含まれています、この食事の中では。というような形の説明をいたしております、その数値については確認をいたしております。ただし、申しわけございません、きょう、その分の数字というのは、ちょっと持ち合わせておりません。

○川上委員

全般的なことでは、青果であれば市場流通、市場を通すというのものもあるでしょうし、そうでないものもあると思うけど、全体としての地元の生産量との関係、想定される消費量との関係で、地産地消がどの程度前進しているのか、そうではないのかということがわかってくることはできませんかね、統計的に。しかし、わかりやすいのは、学校給食なんですよ。自分たちが責任を負わないということかもしれませんが、学校給食はわかりやすいでしょう。しかも、就学前の子どもたちのこともあるけれど、就学前、それから小中学校の子どもたちの、その時代に食育が重要と思うんですよ。そう書いているよ。それで、そういった点で言えば、子どもたちの食生活の就学後のことでは、やっぱり学校給食なんですよ。学校給食を皆さんの健康づくり計画・食育推進計画の中から視野の外に置いてしまえば、最も大事なものの一つを視野の外に置くということになって、残念な結果になると思うんです。それで、例えば、コロナのもとでということになりますけれど、田川市の小中一貫校、猪位金学園で和牛の肉を使った給食が出され、子どもたちがおいしそうに味わいましたというNHKのニュースが10月29日にありました。これはどういうふうにとめましたか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:19

再 開 13:20

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

給食の取り組みにつきましては、その具体的な内容を評価については、学校給食課のほうの所管だと思っておりますので、ちょっと評価等については、差し控えさせていただきたいと思っております。

○川上委員

誰に言ったらいいのかな。副市長に言うべきかな。去年の3月策定の健康づくり計画だから、この中には当然、新型コロナの発想はない。それは当然ですよ。さっきのことし3月の自殺対策計画においてもそうですよ。だけど、子どもの時代に食育をきちんとしておくというのは、大事なことだということのみずから書いているでしょう。その中における、とりわけ児童生徒の場合は、給食の問題というのは中心を占めるじゃないですか。これは教育委員会のことだからということで、健康づくり計画は、教育委員会とか、健幸・スポーツ課とか関係ないですよ。これは市長が、飯塚市が策定しているわけですから。だから、一番大事なことについて、視野の中にあえて入れていない。ここ見たらどうかと言われた場合に、今言ったような答弁では、これは学校教育のことですから、答弁差し控えたいとか。みんな知っているじゃないですか。和牛の給食が出されたのは、猪位金学園で、29日は初めに飯塚市の畜産農家の森本義彦さんが、和牛の種類や育て方などを説明しました。この後、給食の時間となり、子どもたちは味付けしていためた和牛の肉と野菜がのったシシリアンライスをおいしそうに味わいました。児童生徒はお肉がおいしくて、やわらかくておいしいですと話していました。森本さんは子どもたちに畜産農家のことを知ってもらう大切な時間だったと思います。少しでも牛肉に意識を持ってもらって、食べてもらいたいですと話していましたと書いてある。健康づくりの中の中心の食育計画の中の中心的なテーマ、そのままいっているじゃないですか。もう一つ言うと、これはどういう制度を使って、和牛の給食が提供されたかは把握していますか。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません、把握いたしておりません。

○川上委員

新型コロナ対策室、来ているわけでしょう。わからないですか。

○新型コロナウイルス対策室長

承知いたしておりません。

○川上委員

飯塚市の児童生徒は、永遠に地元の筑穂牛の和牛の入った給食は食べられないですね。田川で実現しているのに。これは国の、和牛は伸びないでしょう、新型コロナ対策で。だから国が補助金制度をつくっているじゃないですか。それ使ってやっているわけです。これが食育計画、食育推進と結びついているわけじゃないですか。飯塚市で大事に育てている和牛農家は何戸もないんですよ。そこが苦境に陥っている。それが、このような形で、お隣で実現して、飯塚は何しようとか、と言われますよ。健康づくりの中に、学校給食が入っていませんから。新型コロナも入っていませんけど。聞かれたら、学校給食課の仕事ですと言う。

7章の母子保健計画について、お尋ねします。これもコロナの時代の母子保健計画というのが、この中には、もちろんないわけですが、今、この視点を持たないといかんわけでしょう。それで、健診の実施状況はどんなふうですか。

○健幸・スポーツ課長

コロナ禍の中で健診体制については、ちょっと大きく変わっておりますので、まずちょっと、その前提を説明させていただきます。通常、これまでは集団健診と申しまして、その対象者、対象児については、日にち、場所を指定し、そこに集まっただいて健診をするという体制で行っておりました。ただ、3月後半以降でございますけれども、そういう形で集まるということが、密ができますので、それが難しいという状況がございましたので、それ以降については個別健診、それぞれ対象となる子については、それぞれ病院のほうに、小児科のほうに行っていていただいて、健診を受けるという体制に変えて、現在もその状態でございます。直近のところでは申しませぬけれども、4カ月健診については、ちょっと9月末の段階でございますが、53.8%、8カ月健診が40.4%、1歳半が28.7%、3歳児の個別健診が終わっている分で、36.3%という状況になっております。

○川上委員

今言われた数字なんですけれども、これは集団健診と比較して見ると、どういう感じになりますか。すぐわかりますか。

○健幸・スポーツ課長

集団健診時におきましては、約95%から97%ちょっとという形で、ほぼ受けていたという状況でございます。これが先ほど申しませぬように、ちょっと今、個別健診の中でという要素と、コロナというところで病院にちょっと行くことを控えているというようなことも重なって、こういう形で今数字として低い数字が出ているという状況でございます。

○川上委員

36だとか40とか53%でしょう。片や95、100とは言いませんけれども。だから、3割、4割、5割、逆に言えば、6割以上が健診を受けていない。5割が受けていないと。飯塚市の私たちの目の前にいる子どもたちが、健診を受けてないという現実があるわけですよ。わかりました。これ、どうするんですか。

○健幸・スポーツ課長

この4つの健診のうち、特に4カ月、8カ月については期間が短こうございます。4カ月になって、次の8カ月健診までの間には期間がございませぬ。1歳半と3歳の間には1年半がありますけれども、という状況で今、優先して4カ月、8カ月のところについては、受けていない対象児のほうに、受けてくださいというような連絡をいたしているところでございます。

○川上委員

対象人数は、今の数字からいったら500人から600人ぐらいいるということになりますか。

○健幸・スポーツ課長

それぞれ今、対象児としては、対象が9月末の段階で言えば、500、600人のところでございます。

○川上委員

これは、その方たちにぜひということで、封書かはがきで送るわけでしょう。電話をかけているんですか。その500人から600人の方たちには、電話をかけてどのぐらいつながっていますか。

○健幸・スポーツ課長

電話でつながること自体は、ある程度、ほぼつながってるという状況でございます。

○川上委員

そしたら子どもたちは、その500人から600人の子どもたちは、4カ月から8カ月の子どもたちは、いつまでに健診を受けられると思いますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:31

再 開 13:32

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

健診というのは、先ほど申し上げた4カ月、8カ月、1歳半、3歳ということで、飯塚市のほうとしては設定をいたしております。いつまでにしないとイケないかと言われれば、それについては何か罰則があるとか、そういったことは当然ございません。ただ、子どもさんの発達の状況の中で、それぞれ4カ月、8カ月、1歳半、3歳は、それまでずっと数字の蓄積がございます。成長曲線といいますか、その中である程度、今そのお子さんが、その時期に健診を受けていただければ、その発達の状況というのは比較といいますか、総体的に判断がしやすい状況があります。なので、なるべくそこに近い段階で受けていただきたいというのが、私たちの今、行っているところでございます。

○川上委員

今のお話だと、いつまでに健診を受けてないお子さんは受けられるようになるんだろうというふうに聞いたんだけど、わからないということですね。しかも、なんか受けなくてもいいんですよみたいな言い方をされたように思ったんだけど。罰則はないし、受けなくてもよいということを強調する答弁だったんですか。

○健幸・スポーツ課長

決してそういうことではございません。いつまでに受けなければいけないかということについての答弁だったんですけども、皆さんには、この時期に受けてもらいたいというふうな、私たちとしては働きかけを行っているところでございます。

○川上委員

その感染の危険に脅かされずに、健診を受ける方法というのは、考えることはできないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:34

再 開 13:36

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。先ほどの答弁がちょっと不十分でしたので、再度、説明をさせていただきます。健診についてはいつまで受けられるかということでございますけれども、それぞれ

健診が、繰り返しになりますか4カ月、8カ月、1歳半、3歳でございます。市のほうとしては設定しております。4カ月の健診が受けられなかった、そのタイミングで受けられなかったお子さんが、その後、5カ月、6カ月、7カ月目がございますけれども、8カ月に受けられたということであれば、4カ月健診が未受診という形になります。したがって、受けられないということではございませんが、もう次の健診になっていくということになります。それともう一点、この状況の中でどういうふうな対策がとれるかということでございます。これについては、電話の中で受けてくださいという働きかけをする中で多かった答えが、忘れてましたとかということもございますけれども、コロナの感染、そういったことも理由の一つでございました。まず、集団健診を個別健診にすることで、密を避けるという形で、今回そういう形をとらせていただいたわけですが、この場合、集団健診に比べて安全だというふうに、私どもとしては考えておりました、今現在としてはこういう施策を続けていきたいというふうに考えております。

○川上委員

2つお答えがあったので、2つしますけど、子どもの立場に立てば、私は4カ月健診を受ける権利というか、権利があるよね。8カ月健診を受ける権利がある。それを大人の世界が、自分で歩いて健診を受けるわけないんだから、大人が責任を持って健診を受けられるようにすると。忘れていたんだったら、思い出せばいいわけでしょう。感染の心配があるんだったら、感染の心配がないようにすればいいわけでしょう。だから、今の答弁だと病院に行くことが集団健診よりも感染リスクが少ないから大丈夫という判断なんでしょう。でもそう思わない保護者もおられるわけでしょう。だからそれは大人の都合なんですよ。子は我々のこの間の蓄積から言えば、4カ月で健診を受ける必要があるから4カ月健診をするわけでしょう。8カ月でやる必要があるから、健診をするわけじゃないですか。大人だって特定健診を1年に一遍やりましようとか言うじゃないですか。歯医者さんにも6カ月に一遍は行きましようというでしょう。自分の判断ではどうにもならないこの4カ月の子、8カ月の子に大人の論理でいろいろ言わないで、きちんと健診を受けられるように、死に物狂いでやったらどうなのかということを使うわけですよ。大体、集団健診のときは保健師さんたちもおられて、子も見られるけど、子と保護者の間の空気まで読むわけでしょう。健やかな関係があるのか、それから母親の健康だって、そのときにさっきのゲートキーパーではないけれど、ちょっとお母さん、お父さんも心配だなとかいうこともあるかもしれない。そういう集団健診の豊かさが、この個別的な小児科での健診で、医者の努力はあると思いますけど、阻害されている面はないのか、そうしたことを考えた場合、個別をやるにしても、豊かな健診というか、そうできるようにする工夫がないのか。それから先ほど言った感染防止のリスクを排除できるようなやり方がないのか、その上で、500から600の世帯には、電話だけではない方法でやらないといけない局面を今迎えているのではないかなと思いますが。ちょっと死に物狂いでやるというわけにはいかないんですか。行政的、機械的という意味ではなくて。不安にこたえながら。

○市民協働部長

乳幼児健診につきましては、基本、早期発見、早期治療・療育ということが目的として実施しているものでございますので、4カ月、8カ月という、そのときに合わせて健診を受けていただくのが一番最適でございますので私どもとしても、その時期に多くの方が受けていただけるように、今後ちょっと努力、いろいろと手法は考えていきたいと思っております。それから感染対策として、一番良いということで今やっているのが個別健診でございます。個別健診が一番お子さんも、お母さんにとっても安全安心だろうということでやっております。ただ、今言われますように、その受診率が低くなったというのが、個別健診であるからなのか、コロナ禍でなったのかということについては、ちょっと原因究明をしないといけません、それにしても受診率を上げるために、個別健診のほうが受けやすいのか、集団健診のほうが受けやす

いのか、そういったことも考えていきたいと思います。集団健診につきまして今、質問委員言われましたように、集団健診には、ほかの要因でいろんな機能がございまして。そういうところの大切さというの、私どもも認識しておりますので、そこはそういうふうな形でやるのかも含めて、今後考えていきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○川上委員

コロナに負けないという意味合いのところを、今部長が答弁されたんだと思うんだけど、それにはやっぱり人と体制がいります。それでお聞きしたいのは、現在、保健師の体制はどうなっているか教えてください。

○健幸・スポーツ課長

私どもの健幸・スポーツ課での体制でございますが、保健師は正職員が16名でございます。それと会計年度職員が4名の体制でございます。

○川上委員

本来、配置すべき人数がこれで配置をされておるということでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

職員定数は配置ができております。

○川上委員

現実に、このコロナの時代にあって16人と4人で合わせて20人。保健師の果たす役割という点で言えば、十分という状況ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:47

再 開 13:47

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

職員の定数については、業務量とかそういうものを判断して適正な定数を判断してまいります。今、コロナ禍というような特別な事情ということもございまして、そういう中で、保健師の業務がどのくらい、量的にも変わってきているのか、そういったところを踏まえた上で、保健士の配置定数については考えていきたいと思います。

○川上委員

私は今の時代に対応する保健師の人数は16人足す4人で20人で、十分ですかということ聞いたんですよ。副市長、十分じゃないという趣旨の答弁を部長がされたと思うんですね。今後、検討ということではなくて、急ぎ検討ということではないかと思います。その際は、会計年度の職員で良いのかということもちょっとよく考えてみる必要があるのではないかな。

それで、この保健師、特にと言いたいんですけど、ほかに保育士だとか濃厚接触の避けがたい公務労働者がおられますけれど、今の議論の流れでは、保健師の方については、9月8日の国の通知が、連絡がいつているように、無症状の方であっても、言っているような、いつでも、誰でもというやつ。繰り返しなんです。それで訪問だとか接触が特に必要になる職員の方々は優先して、保育士もそうですけれど、PCR検査を受けて1週間に一遍くらい受けないといけないでしょう。野球の選手とか1週間に一遍受けているじゃないですか。だから、そういうことを急いでやる必要があると思うんです。いつでも、誰でも、繰り返しというやつ。無症状イコール無感染とは違うわけでしょう。家に行つてというわけにいかないから、何かそのところ、きちんとやれば訪ねていくこともできるじゃないですか。保健師さんに対するPCR検査、無症状の状態でも繰り返し検査、市の責任でしようという決断ができませんかね。

○市民協働部長

無症状の方に対するPCR検査というのは、ある一定、市中感染とか、かなり感染者が増加

したときについては効果があるのかなというようなことかと思いますが、現状、飯塚市の状況を踏まえたときには、無症状の方までやるかどうかというのは、検討が必要かなというふうには思っております。

○川上委員

部長、きょうは一般論を言っていない。20人について言っているわけですよ。だから、行政検査の場合もあろうけど、自主検査で2万円から3万円かかるでしょう。それを市が出して、自己負担なしで検査を受けられるところに行けばいいじゃないですか。だから、一般論の話ではないんですよ。一般論の話はまた別にします。今はこの16人と4人、20人について言っているわけです。これをきちんとやることによって、子どもたち500人から600人の健診について、相談に訪ねて行くというようなことにもプラスになるのではないかと思うわけですよ。だから一般論で、急ぎ検討するというふうに言われたんだけど、16人と4人の20人については、もうすぐさま検討して、1週間に一遍ぐらいPCR検査できるようにしたら、市民も安心されるし、本人も安心でしょう。うつきなくてもいいということになるから。ちょっと20人について、急ぎ検討してもらえませんか。

○市民協働部長

繰り返しの答弁になりますが、PCR検査を無症状の方に、もちろんそういう介護とか保育とかいろいろそういう接触される方、いっぱいいらっしゃると思います。そういう方々の無症状の方でも、PCR検査をすることが必要というようなことが判断されるようなときにつきましては、対応したいと思います。今後、ちょっとどういう状況にコロナがなるかわかりませんが、現段階においては無症状の方へのPCR検査というのについては、どうかというふうなことで考えておるところでございます。

○川上委員

8月28日に安倍晋三氏が辞任会見する前に、この問題を言ったわけでしょう、無症状の方にPCR検査をすることの意義について。重症化を避ける、だから小さいお子さんのいる家庭を訪ねて行ったり、また保護者と子どもたちと接触する機会があるわけですから、意義はあるじゃないですか。今はヨーロッパで、またアメリカで、非常に大きな感染拡大が広がっていて、アメリカは1日で10万人というじゃないですか。日本が全体で10万人ですからね。そういう勢いなんですよ。こうした中で感染していたんですよというふうな検査のやり方が、もう破綻しているわけですよ。無症状の方の検査こそが、検査と隔離、医療機会の確保というのが鍵じゃないですか。そこをきちんと防御していれば、通常業務が保健師さんたちもできるでしょう。そこのところは、意見が合うとか合わんとかじゃなくて、各分野の専門あるいは厚生労働省だって言っているわけじゃないですか。そこは確信をもっておかないと。しかもコロナ対策の責任者ですからね。副市長、どう考えるか、ちょっと答弁求めます。

○市民協働部長

私どもも必要ないとは思っておりません。ただ本当に必要なときには、そういう無症状の方でのPCR検査とかいうのも考えていこうということでは思っております。ただ現状としては、今の段階まで必要ではないということで答弁しているところでございます。

○川上委員

飯塚市の住民サービス、公務労働、どの分野も重要ですよ。健診を受けるべき子どもたちが、半分以上受けてない。それを我々は、今、目の前にしているんですよ。電話かけました。いつ行くかわかりません。なぜですか、忘れていましたという人もいますし、感染の怖さもありますと。今、病院が一番感染リスクは少ないですよ。その話を電話の先で終わらせる。家に行けば、子どもの状態だって、親の状態だって把握できるじゃないですか。でも行けないでしょう、今のままだったら、簡単には。だから飯塚市の住民と特に接触する部門で働いている公務員は、少なくとも1週間前にはPCR検査をやって、無症状ですよ。くらって病院は、無症状証明書

か何か出してくれるんでしょう、1万円ぐらいで。だから、必要になったときにはと、今必要でしょう。だから副市長が、その20人だけをというわけにいかない立場かもしれないけれども、今、それ以外は質問するなというふうに言われるから、学校教育のことが質問できないんだから、ここでは保健師さんのことを言うわけですよ。必要になったときはではなくて、今必要なんです。副市長、どう思われますか。今、必要と思いませんか。

○市民協働部長

答弁の繰り返しになりますが、必要になったときにはそういう検査もやっていきたいと思っております。

○川上委員

あなたが必要になったときにはというのは、どういうときですか。

○市民協働部長

まだ基準的なものは決めておりませんが、一定、市中感染がふえてきたとか、そういうものを定めた上で、判断していくべきことということは考えております。

○川上委員

一定、市中感染というのは、どういうことですか。一定というのはどれぐらいの基準で考えているんですか。

○市民協働部長

それについては今後、考えていきたいというふうに思っております。

○川上委員

こんないいかげんな答弁を、ここです。自分が思いついたときにはするよ、みたいな答弁、市が責任を持つ答弁にならないでしょう。必要になったときは、どういうときですか。一定、市中感染が広がったときです。何の科学性もないじゃないですか。そこが蔓延してるわけ、飯塚市のコロナ対策の中に。公務労働が本当に遂行されるためには、特定のところというふうに限る必要があるかなんか、あれだけど、今、限っているわけですよ。この公務労働を果たすためには、無症状の方たちがきちんと検査を受けて、今は感染していないということが必要でしょう。だから必要なときというのは今なんです。いろんな理由で、子どもたちが500人から600人も健診を受けられていないという現実を大人の小理屈で、見て見なかったことにしようとか、あり得ないでしょう。副市長、答弁してください。

○副市長

先ほど来、20人の保健師さんの件で話しておりますけれど、我々、ほかの委員会のことは質問するなということで質問されておられませんけれども、同じこの協働環境委員会でも、市民課の窓口も持っております。いろんなやっぱり市民の方と直接接する職員が多数おります。この20人だけを無症状だから、すぐにPCR検査して、500人、600人の方に対しての仕事させるということではなくて、今ちょっと待っていただいて、500人、600人がもう一度、どういう形で検査を受けてないのか。今は簡単に電話して、問い合わせして、行ってもらってないということであれば、もしかしたら行きつけの病院のないお母さん方もいらっしゃるかもしれないし、そういうところも詳しく調べた上で、受診率が上がっていくという方策をもう一度取らせていただいて、その後で、これは今おっしゃるように、市民と接する部署はたくさんありますので、それを含めたところで、コロナ対策会議等の中で検討してまいりたいと思っておりますので、そこのところのご理解をよろしくお願いいたします。

○川上委員

2つのことをリンクさせて質問しましたら、あれだけど、500人、600人の子どもたちの健診の問題は、独自の手だてを打っていく必要があると思います。これは、お子さんにもよると思うけれど、これは大急ぎでいかなければいかんことだろうと思います。それから意見はなかなか合わないと思いますけれど、公務労働を遂行する上で、公務員が職場にもよると思う

が、無症状でPCR検査を繰り返し受けて、感染していないということを、そういう状態をつくっておかないと、今ここにおる我々全員、無症状だろうと思うけれど、無感染者とは違いますからね。このところを考慮しておかないと、集団感染による抗体獲得みたいな発想でおると、とんでもないことになりますよ。みんなが感染したら、何となく抗体ができるでしょうみたいな。きちんと検査をし、そして感染している人は隔離してちゃんと治療する、看護するという路線でいかないと、大変なことになりますよ。もうそれがわかっているから、国際的に切りかえていっているわけでしょう。その先頭に飯塚市役所が立たないと。健康づくりとか逆回転してしまうじゃないですか。質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:04

再 開 14:14

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

さっきの川上委員が聞かれていた乳幼児健診の件なんですけれど、私も、ここの部分に関してはもっと努力すべきだと考えているんです。というのは、例えば、今月、虐待防止月間ですよ。児童虐待防止月間なんですけれど、虐待の状況を見ると、やはりこのゼロ歳から3歳というのは、非常に厳しい状況にあるわけです。虐待の死亡事例等の検証結果の第1次報告から第14条報告までの検証を見ると、心中以外の虐待死685例、727人のうち、3歳児以下の割合は77%なんです。その中でも、ゼロ歳児は47.5%となっています。やっぱり母親が孤独だという状況が、そこにあらわれているわけです。その中で、さらにコロナ禍で、その孤独な状況は、さらに加速されているのではないかと考えています。そう考えたときに、貴重な機会である健診が、外と触れる、外の方々と触れる貴重な機会であった健診が、このような状況にあって、どうしようと不安なわけですよ。それで行けていない状況がある。そこに適切な形でアプローチするというのは大切なことだと思っています。先日、清溪セミナーというところに行ってまいりました。その中で兵庫県明石市の市長、泉さんのお話があったのですが、やはりそういったことを考えると、母親に対するアプローチというのは大切だ、その乳幼児に対するアプローチが大切だということで、明石市は、この10月からおむつの宅配便を始めたということです。おむつだけではなくていいんだけど、乳幼児用のものがある中で選んでいただいて、これを月1回、支援員が訪問をして、お届けしながら、どうですかという声かけをします。その中で悩みを聞いたりする。それで厳しい状況のときは、保健師とか、必要などころにつなげる作業をされるそうです。そういったことを考えると、PCR検査が必要か必要ではないか、あったほうがいいのかと思います。だけれども、そうじゃない状況の中でも電話だけではなくて、訪問をするということは大切なことだと思いますし、また訪問ができないのであっても、訪問が厳しいのであれば、例えば電話の中でどうやってやるのか。受診を勧奨するだけではなくて、医療の世界でも遠隔地での受診がオクケーになったわけでしょう。同様に、その中で、もう携帯を使っただけの、画面を通じてのコミュニケーションができるような時代になったわけでお母さん、ごめんなさい、電話ではなくて、これをスマホ画面でさせていただいていいと言う中で、ごめん、子どもさんの様子を見せてとか、そういったこともやりながらやっていくということも考えていいのではないかと考えています。先ほどは、PCR検査の部分に集中はしていましたが、そういったことも含めて考えていただきたいと思うのですが、そういった点については、いかがですか。

○健幸・スポーツ課長

今、質問委員おっしゃられたとおり、健診というのはいろんな機能がございまして。今言われた虐待もそうですし、ほかにもいろんな相談にのる場、それから発達障がいとか、そういった

ものもみつける場となっております。その場が今失われているという中で、かつ受診率が低いという状況を私どもも十分憂慮いたしております。この体制、この状況を何とか改善したいという気持ちは十分に持っております。今、2点、例としておっしゃられた分で、1つ、リモートの面談とかいうことについては、今、11月中旬以降ぐらいには、何とか体制が整備できるのかなということで、今準備をいたしております。もう一点の明石市の事例でございますが、申しわけありません、ちょっと私ども、その分は不勉強でしたので、ちょっと状況とかを勉強させていただいて、検討させていただきたいと思っております。

○江口委員

リモートに関しては11月中旬には準備ができること、それは非常にうれしいことだと思っています。またその未受診の方々の中でも、やっぱりいろんな方がおられると思うんですね。単純に忘れていた方々もおれば、非常に心配症でとか、出られなかった方々もおられると思います。また、その中には特定妊婦と言われる方々もおられるでしょう。そしたらやっぱり、そういった未受診の方々の中でも、こういった傾向にあるのか。またこういった属性にあるのかというやつを、きちんとカテゴライズして、ちゃんと分けて考えて、厳しいと思われるところから先に当たるのが大切だと思いますが、そういったこともしていただけますか。

○健幸・スポーツ課長

未受診の方の状況の整理、また、その方の状況というところを十分この後整理させていただきまして、その分をどうにか次の施策を出せるために、今、その分の整理をちょっとさせていただきたいと思っております。

○江口委員

ぜひよろしくお願いたします。次に、先日新聞報道で、飯塚医師会の発表として、医師会の中で4割以上の医療機関がPCR検査について対応するというふうな形に変わったという報道がありました。この報道は非常にありがたいことだと思うんだけど、この状況ができた中で、その中で片一方では、これどうなるのかなと思うのが、そうなったときに保健所との関係が、連携がどう変わるのか。また、そうやって見つかったときに、もしそうやってPCR検査を、それぞれが受けに行かれるようになって、見つかったと。そういったときに、その方々の入院する施設が十分にあるのかどうかということが気になる場所なんです、そのあたりについては、どのような状況になりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:23

再 開 14:24

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

11月から変わりました医療体制の件でございますけれども、保健所の役割としては現状としては変わらないということでございます。したがって、今かかりつけ医のほうでPCR検査をした場合、その中でもし陽性患者がいらっしゃいましたら、その患者は、保健所のほうへ届け出るということになります。そうすると保健所のほうが陽性患者の濃厚接触者、それから陽性患者の入院や宿泊療養施設への移送、そういったことを行いますので、これまでと対応が変わるということはありません。それともう一つ、入院とか宿泊体制についてのご質問もございました。それについてでございますが、病床、宿泊療養施設の確保は、これは都道府県の役割、福岡県の役割ということになっております。福岡県においては、10月14日に重点医療機関として306床を新たに指定し、陽性患者用の病床として、合計551床を県内で確保されております。また、10月27日には、救急医療等が必要な疑い患者に対する、疑い患者受け入れ協力医療機関として、118床を新たに確保されております。今後、救急医療等が必

要な患者への対応は、疑い患者受け入れ協力医療機関を中心に行い、陽性患者への対応は重点医療機関を含めた医療機関、551床で受け入れるということで、患者の症状に合わせた適切な医療体制が提供される、そういう整備を福岡県のほうではしているということでございます。なお、どの医療機関で何床が確保されているかということにつきましては、非公表でございますので、飯塚市内での確保状況については、把握はいたしておりません。

○江口委員

今、どこに何床かは非公表というふうなことです、例えば圏域、飯塚医師会の圏域の中で、どの程度あるというふうなことにしても非公表ということでしょうか。

○市民協働部長

指定医療機関については、もう御存じのとおり、ホームページ等で公表されておりますが、それ以外の医療機関については、圏域でも非公表、県内での公表という、何床という公表しかされておられません。

○江口委員

非公表としても、例えば非公表なんだけれど、市にはこの圏域ではどの程度あるよというのは、お伝えいただいているのか、それともそこもないんですかね。

○市民協働部長

残念ながら、市にも教えていただいております。

○江口委員

残念なことと言われたら、そのとおりだと思うんですね。やはり市民のことを考えると、本当に近くにあるという安心感というものがやっぱりあると思うので、その点については、保健所のほうに、ぜひどこか、どこが何床というのは言わなくてもいいんだけど、エリアにどの程度あるよということについては、やはり言ってよということはお伝えいただければと思っています。

あと、今回のコロナの関係の部分で感染予防として、今、物品の配付が行われています。この物品配付については、配る費用、配付の費用が予算化されていましたが、1世帯当たり300円という予算だったかと思いますが、そのうちの詳細についてはどうなのというお話をしたときに、これについては、まちづくり協議会を経由してあるので、それぞれと協議しながら今から決めるんだというのが以前の委員会での答弁でした。現状においては、もう配っていただいている状況にあります。うちも来ました。この配付に関する費用は、どのような形になったのか、ご案内いただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:29

再 開 14:35

委員会を再開いたします。ただいまの質疑につきましては、健康づくりと若干ちょっと離れる部分がありますので、別の質疑をお願いしたいと思います。

○江口委員

いや、健康づくりの一環として、感染症対策をするわけですね。この予算については、7月議会の予算書、予算資料には次のようにあるんです。新型コロナウイルス感染症対策衛生啓発事業。健康づくり、まさに健康確保の一環であると思われませんが。現実にお聞きしたいことは、そんなに長い話ではなくて、多分、5分もあれば終わるかと思うんですが、させていただけませんか。内容で言っても、予算から考えても該当するかと思います。

○委員長

別の機会をお願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

別の機会で言われますが、私が言っているのは、この予算の費目として、予算書、予算資料にあるように新型コロナウイルス感染症対策衛生啓発事業、これは健康づくりの一環であると思いますが、いかがですか。なので、させていただきたいということです。

○委員長

別の機会にお願いいたします。

○江口委員

理由にはならないのではないですか、それは。

○委員長

別の機会にお願いします。

○江口委員

それはおかしいですよ。

○委員長

ほかの質疑をお願いします。

○江口委員

それはおかしいのではないですか。はっきりと、これが健康づくりではないと言われるんだったら、それは私が間違っている、それはすべきではないと思いますが、健康づくりの十分、射程内であると思われませんが。ちょっと、正副委員長でもちょっと協議していただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:38

再 開 14:45

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

ごめんなさい。全体の話から先に、改めてさせてください。今回、衛生物品の配付というふうな形で、新型コロナウイルス感染症対策の衛生啓発として衛生物品を配付するようになりました。予算が通る7月議会から、その後でまた9月議会のときには形が変わったわけです。そして、今配られているわけですが、改めてお聞きいたします。9月の議会でお話しになった点から、今に至るまで、形として変わっている点等はございますか。

○環境対策課長

まちづくり協議会に対する配付負担金の基本的な配分方法としまして、1まちづくり協議会につきまして32万円、1自治会に対して8千円――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:46

再 開 14:47

委員会を再開いたします。

○環境整備課長

前回の協働環境委員会で報告しました一部配付の方法、またエコバッグ1軒分を1枚分の購入を応援券のほうに変更した以外、変更点は今のところございません。

○江口委員

前回の委員会といえば、まずその前から変わっていたのが、啓発冊子がありましたね。啓発冊子については、当初は一緒に配ると。物品と一緒に配るという話だったのが、前回の報告の中で、これについては別に郵送するというふうな形、別に郵送したいというお話をされたわけです。それに対して、私のほうとしては、いや、そうは言っても、自治会経由での配付物があるでしょうと。それに乗せて配ったらどうですかと。費用を考えても、そちらのほうがいいの

ではないですかとお話もさせていただきました。現実には、ここの部分に関しては、少しでも早くというお話をされましたが、現実としてはどのような形になったのか。もともとA4の12ページという話でしたかね。監修を感染症の専門医にお願いをしてやるというお話でしたが、そのあたり、どのようになったのか。現実として配付に関してどうなったとか、ご案内いただけますか。

○新型コロナウイルス対策室長

啓発パンフレットについての配付でございますが、10月14日から10月31日の18日間で配付戸数としては、6万3290戸に全件配付いたしております。それからほかに施設とか病院、そういったところにも600カ所、4285冊配付しております。

○江口委員

体裁は予定どおりだったんですかね。

○新型コロナウイルス対策室長

はい、予定どおりでございます。

○江口委員

次にエコバッグについてなんです、エコバッグについては、特に総務委員会の中でも、7月の議会の総務委員会の中でも、それぞれに好みがあるのではというお話がありましたね。そのとき、7月の議会ではレジかごタイプというお話をされていたかと思います。ところが、実際に来たのを見ると、とてもレジかごタイプとは思えないものが来た。コンビニに行って、ちょっと2、3品買う程度のものなのかなという思いがあるわけです。あれはレジかごタイプなんでしょうか。

○環境整備課長

今回のエコバッグの作成につきましては、事業者が5分割の入札で、5事業者の落札となったわけでございます。その中で仕様としまして、縦横30センチ以上、マチが12センチ以上というふうな、大まかな仕様にしておりましたものですから、この仕様の内容につきましては、各自治会等の説明の中で、大きいよりも細かいほうが良いというふうなことも含めまして、最低限の使用を設けさせていただいて、今回、皆様のお宅のほうに配付された部分につきましては、第1点目は30センチ程度の小ささ、一般的な仕様のほうになったかというふうなことで考えております。

○江口委員

ごめんなさい。もともと7月議会での説明は、レジかごタイプでしたよね。レジかごタイプというお話をされましたよね。今の話だと、ただ入札の仕様として、30センチ掛ける30センチぐらいがあつてとマチがどのというのがあつて、自治会への説明の中で、そういった声があつたのでそちらを選んだという話のように聞こえたのですが、もともとの予算のときと違うことないですか。

○環境整備課長

予算の説明のときでは、レジかごタイプとかいろいろなものもありますが、それに限定した発言というのは、私のほうの答弁ではさせていただいたつもりはございません。あくまでも、当初の話ですと、各世帯につき2枚程度、洗いがえ用に2枚程度というふうな形で、いろいろなタイプがございます。その中で、私が一つの例としてレジかごというふうな話が出たかと思いますが、それに限定したというふうなことでの答弁とは考えておりません。

○江口委員

何か、レジかごタイプと聞いたような覚えがあつたので、そのサイズだというふうな形で、私のほうも思っていたりもしたんですけど。そうだったんですね。現実にはこれ、先日、うちにも来ました。持って来ていただいたのは、近くの隣組長さんが、うちの組の隣組長さんが持って来られました。ご夫婦で来られて、重そうに持って来られました。ここの部分でも、やはり、

その配る時の感染症対策が大丈夫なのかという指摘が、総務委員会の中でも行われていたが、その部分に関しては、何らかの配慮があったのかどうか、お聞かせいただけますか。

○まちづくり推進課長

配付に関しましては、ちょっとまちづくり推進課のほうからお答えさせていただきます。今回の配付にかかわりましては、質問委員が言われますように、コロナ禍の中で感染予防を十分に講じた上で、配付していただくような形の分は、各地区、まちづくり協議会を通じまして、当然、自治会長の皆様、また配付に携わる方々に、それぞれの感染予防対策を講じた上で、ご注意いただいた中で、極力配付していただくような形のお伝えをさせていただいておりますけれど、最終的にはまち協の中で、自治会長さんといろいろ協議する中で、それぞれの地区でそういう対策を講じた上で配付の流れをつくっていただいているというふうに認識しております。

○江口委員

現実的には、その部分に関しては、まちづくり協議会に、十分気をつけてやってねとお願いをした。対策については、まち協にお願いをしたという理解でいいですかね。特段、ここについては、こうやっていただきたいというお話はなかったという理解でいいですかね。

○まちづくり推進課長

当然、具体的な、個々の部分で具体的にお話を詳細にさせていただいたことはありませんけれど、各地区の中でも、そういう不安の声も出ていましたので、その折に、先ほど答弁させていただきましたような形でお話し合いをさせていただいております。

○江口委員

ちょっと関連になるかもしれませんが、この部分で、もともとは1世帯当たり300円という予算として出ておりましたが、さきの委員会では、そこについては協議しながら決めていきたいというお話がございました。現実にはどのような形になるのでしょうか。

○環境対策課長

まちづくり協議会に対する配付負担金の基本的な配分方法としましては、1まちづくり協議会につきまして32万円。1自治会に対して8千円。引き換え券と交換した配付割として1枚につき200円を合わせた額を、まちづくり協議会に対して交付するものとしております。

○江口委員

まちづくり協議会には、この配付の部分、例えば地域によっては、ほとんどのところが交流センターに取りに来ていただきたいという地域もあれば、未加入世帯だけ交流センターに取りに来てくださいという自治会もあるとお聞きしております。その中で、自治会に関して8千円。そして、あと1世帯当たり200円というような形でお話がございました。ちょっと気になるのが、この1世帯200円、うちでも隣組長が配っていただきました。うちは現実には隣組長だったんですね。その部分、こうやって仕事をしていただいて、この200円というものの支払い方がちょっと気になっているんです。ある方が言われたのが、これの源泉徴収は誰がするんだろうねということなんです。まちづくり協議会に全体を投げ渡して、そこからやってくださいという形になると、まちづくり協議会が源泉徴収をやる形になるのか。それとも、この事業は個別個別に市からお願いをしているので、まちづくり協議会との協議なんだ、契約なんだと。片一方で隣組長に関しては、市から直接支払うんだと。そうなれば、市が源泉徴収をやるので、例えば半年とかぐらいに1回払っていますよね。それとあわせてお支払いをするという形も考えられるわけですが、ただ、あるところでは、隣組長さんではない方々が配っていただいているところもあるとお聞きしたりします。そうすると、じゃあそこに対してどうやってお支払いするのかなあと、税務上の処理とかも出てくるわけです。そのあたりについては、どのようになるか決まっておりますか。

○まちづくり推進課長

先ほど、環境対策課長が答弁しましたように、各地区には、先ほど申しました基準をもちまして、まちづくり協議会のほうに負担金として、飯塚市としては交付をさせていただいております。その中で、質問委員言われますように、まちづくり協議会から自治会長の皆様、また隣組長様を含めたご協力いただいた方々に対するお金の流れという部分、今言われますように税制上の処理とか、そういうことにつきましては、具体的に我々のほうからまちづくり協議会のほうにお話はしておりませんので、これにつきましては、税制上の詳しい専門的なところにもお聞きしながら、飯塚市としては負担金で交付させていただきます。お金の流れにつきましては、先ほど申しましたような流れを踏まえた上で、どういう税制上の処理が必要かというのを調査しまして、まちづくり協議会とまた協議をしていきたいというふうに考えております。

○委員長

江口委員。付託の範囲から若干ずれてきておりますので。

○江口委員

この点は、多分まだもう少し時間があると思っております。なので、十分その点、実際にやっていただいた方々ないし自治会であったりとか、まちづくり協議会にさらなるご迷惑をかけないようにやっていただきたいと思っております。ただでさえ今回、この事業をやることに関しては、非常にお叱りの声がありましたよね、現場の方々から。さらに、源泉徴収までやれと言ったら、話が違ುದろうとかいう話になりかねない。現実それぞれやっていただいた方々に、このような形でお金もお渡しさせていただきますというお話が届いてるかどうかさえ怪しい状況にあります。改めてその部分については、しっかりと協議の上、さらなる負担がいかないようお願いしたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていっていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「妊婦への分娩前新型コロナウイルス検査費用助成事業の実施について」報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「分娩前新型コロナウイルス検査費用助成事業の実施について」ご説明させていただきます。本助成事業は、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦は医薬品の使用が制限され、みずからの健康のみならず、胎児または新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活している状況にあることから、その不安を解消させるため、分娩前の妊婦に対する新型コロナウイルス検査費用を助成するものでございます。対象者といたしましては、市内に住所を有する妊婦で、本事業による検査を希望する者となります。あくまで検査を希望する者のみとなりますし、感染を疑う症状がない妊婦ということになります。検査は、おおむね分娩予定日の2週間前、妊娠37週から38週となります。検査場所は、飯塚医師会圏内の分娩予定医療機関となります。なお、圏域外の医療機関での分娩予定で、検査を希望する妊婦につきましては、飯塚医師会外の分娩医療機関での検査も可能となっております。また、市内に住所を有する妊婦で、里帰り出産など遠方での出産につきましては、その地域で検査を受ける場合につきましては、償還払いで対応いたします。検査方法は、産院での検査は唾液によるPCR検査となりますが、助成対象といたしましては、PCR検査抗原定量検査を対象といたします。なお、抗原簡易キットによる検査は対象外といたします。助成金額は2万円を上限といたします。医師会産院で

の検査におきましては、本人負担はないということになります。なお、繰り返しになりますが、検査の実施におきましては、医療機関より十分な説明を受け、本人が希望した場合の検査となります。また検査実施後、陽性反応が出た場合につきましては保健所による対応となりますが、妊婦の不安というものは大きくなります。これは出産後も続くことから、退院後、不安を軽減するために、寄り添いが必要と考えていますので、保健師による訪問、相談事業を実施したいと考えております。以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

1点だけ。今、説明の中で2万円が上限というお話がありましたね。これちょっとチラシを見ると、そこが書いていないのかなと思いますので、お配りする前に、その点については、ちょっと配慮していただけたらいいかなと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

このチラシ、今、江口委員が言われたようなこともあるんですけど、これは、このまま配るんですかね。どうやって配るんですか。もう配っているわけ。

○健幸・スポーツ課長

まずチラシにつきましては、この状態でホームページに掲載をいたします。それと市内産院のほうに配付をいたしております。

○川上委員

これは、誰がつくったのかとか、問い合わせ先とか何も書いていない。うつっていないだけですかね。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。その辺について、再度ちょっと整理をいたしまして配付をさせていただこうと思います。

○川上委員

これは、国がつくったものをそのまま見せているわけではないんですか。

○健幸・スポーツ課長

国もこういう形の物がございませけれども、同じものではございません。修正を加えた形でつくっております。

○川上委員

ではこれは、飯塚市がつくったチラシなんですか。

○健幸・スポーツ課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

これは裏があるんですか。この問い合わせ先とかを書いた、もうこれだけですか。

○健幸・スポーツ課長

実際、病院のほうにお配りしているものにつきましては、このチラシとほかに、いろんな説明内容等々を合わせたところで、病院のほうに送って展示していただきたいという形をとらせていただいております。本日、ちょっと事業の内容としてわかりやすい形で、きょう資料を提供させていただいたというところでございます。

○川上委員

もうちょっと手を入れるといいですね。それから、矢印が3本あって、一番下に保健師にかかわることが書いているでしょう。検査結果が陽性となった方は希望に応じて保健師などによ

る専門的なケアや病院での相談支援を受けることができますとなっていますけれど、具体的には、どういうイメージになるんですか。

○健幸・スポーツ課長

まず陽性反応が出た後でございますけれども、その後は、そのときは保健所の保健師のほうで体調管理であつたりとか、いろんなことの対応をしてもらおうということになります。その後、出産し、病院を退院した後でございますけれども、そこからは私ども飯塚市のほうで対応をいたします。それに当たっては、コロナの分で陽性が出た、そしてお子様が生まれたというところで、いろんな心配をそのお母さんによっても違うんでしょうけれども、いろんな心配をされております。それに対して、私どもの保健師のほうは、訪問、面接をさせていただいた中で、その不安解消に当たりたいということでございます。

○川上委員

陽性の方と濃厚接触する機会があるということなんですね。それから、2万円上限ということなんですけど、2万円で自己負担はもう発生しないですか。

○健幸・スポーツ課長

今、飯塚医師会圏域のところで検査を受ける場合については、自己負担は発生いたしません。

○川上委員

それであれば、無症状の方、希望すれば自己負担なしで検査を受けることができるということなんですけど、これは1週間前に検査を受けて、感染していないという場合でも、1週間後にしたら陽性かもしれないでしょう。そういう意味では、繰り返し検査を受けられるというのは大事だと思うけれど、そのところはどうなっていますか。

○健幸・スポーツ課長

この制度では、1回限りでございます。

○川上委員

この制度の趣旨を生かそうとすると、当然ながら繰り返しというのがついてくると思うんですよ。この1回限りで、何かどういいういことがあるんですか。

○健幸・スポーツ課長

出産を控えられている妊婦さんが、いろんな出産に伴う不安であつたりとか、いろんなケースがございますが、不安の中での一つでコロナの感染を疑う場合、自分の子どもにどういいうことが、基本的にはうつらないと言われておりますけれども、それがどういいうふうになるのかとか、薬を飲めないという妊婦さん特有の状況がございます。そういったものの不安を取り除くというのが、この事業の目的でございます。

○川上委員

2週間前に検査を受けて陰性でした。感染していませんよというふうに言われるでしょう。そのときは、ああよかったと思うけど、その間に感染しない補償はないじゃないですか。そのところを少し、この制度の趣旨を生かそうとすれば、繰り返し自己負担なしで希望すればという形になるのではないかなと思ったんです。それは、法律で決まっていることではないんでしょう。1回までは、国がお金出すんでしょう。1回までは国がお金を出さずでしょう。

○健幸・スポーツ課長

今回、飯塚市が行うこの制度につきましては、この制度自体は国の2次補正の中でメニューとしてございました。ただし、その際、実施主体は県ということになります。そのため、実施主体、県のほうが事業をする場合については、国から全額助成がありますけれども、今回、飯塚市としては、その旨、独自で行うということで、国の補助メニューがあるわけではございません。単費事業ということになります。

○川上委員

国の制度があるのに、福岡県がしないために、一般市の飯塚市は1回だけですよということ

になっておるとい意味ですか。福岡県、しないんですか。

○健幸・スポーツ課長

県のほうに問い合わせをした際、検討をしているという答えはいただいております。ただ、時期等については、はっきりしていないという状況でございます。

○川上委員

その問い合わせはいつしたんですかね。

○健幸・スポーツ課長

最終的な問い合わせについては、10月27日。以前からずっと問い合わせというのは繰り返し、実は8月あたりから繰り返し、定期的にどうなっていますでしょうかという問い合わせをしてきました。そして最終的にしたのは、10月27日ということでございます。

○川上委員

予算を立てるときから当然、県はやらないんですかということを知るのは当たり前だと思います。それで福岡県、いずれやるでしょう。いずれやりますよ。そうすると、そのお金のことで言えば、福岡県の責任でくる関係のもので、もう1回できるということになるのではないんですか。福岡県の制度で1回やり、市の横出しというか、上乘せというか、今やっているやつ。だから2週間前にも1回やったとして、1週間後にもう一遍、県の制度のものであるというようなことは考えられないですか。

○健幸・スポーツ課長

今のところ、考えておりません。

○川上委員

考えているかと聞いたのではなくて、そういうようなことが考えられないのかと、制度上。2回するところにはもう既にやっているところには、県はもう全然応援しませんということになるんですか。既に単費でやっているところでも、手を挙げれば県が応援しますよということになるのではないんですか。そして、1週間、1週間で分娩ということになると思うんだけど。県が考える問題でしょう。市が考えるのではなくて。だから、県がそういう制度をつくれれば、もう1回分娩までに、出産までにできるということになると思うので、ちょっと注意深くやってもらって、あまり遅くないほうがいいよね。福岡県は何をしているんでしょうね。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」報告を求めます。

○新型コロナウイルス対策室長

新型コロナウイルス感染症対策について、11月より医療体制の見直しが行われましたので、その概要について説明させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。今回の医療体制の見直しは、表題にありますように、インフルエンザの流行期に備えた体制整備となります。資料の2ページをお願いします。中段よりちょっと下になりますけれども、それ以降に、今回の基本的な考え方が整理されております。概要といたしましては、これからインフルエンザのシーズンになると、多くの発熱患者が発生いたします。御承知のとおり、症状だけでインフルエンザと新型コロナウイルス感染症を見分けることは、医師であっても難しいと言われております。そのような中で、現状の体制では保健所や接触外来などを行っている一部医療機関に負荷がかかり過ぎて、その結果、治療がおくれるということになります。そのようなことを踏まえ、今回の体制見直しが行われております。

資料の12ページ、最後のページですが、お願いします。この資料は、新たな相談、受診の

流れとなります。まず、発熱のある患者は、電話でかかりつけ医の医療機関に相談します。そのかかりつけ医でPCR検査ができれば、そこで検査を受けることになります。できない場合でも、かかりつけ医が検査できる医療機関を紹介していただきます。かかりつけ医がない場合には、資料の右上の受診相談センターが、これは保健所になりますが、医療機関を紹介するようになっております。今現在ですけれども、飯塚医療圏域では、検査ができる医療機関は60カ所程度となっております。検体採取は唾液で行います。高齢者等で唾液の採取ができない場合につきましては、現在、医師会が運営されております地域外来PCR検査で、検体採取の対応することとなります。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

これは、都道府県と保健所設置市、及び特別区の衛生主管部（局）御中となっているんですけど、これは飯塚市にとっては、どういう係わりになっていくんですか。

○新型コロナウイルス対策室長

実務的な対応というのは、飯塚市の場合は発生いたしません。これはあくまでも、この表題に書かれているところの行政区が対象となります。今回、報告しましたのは、議会への情報提供を含めたところの関係での報告ということでございます。

○川上委員

市内120を超える医療機関で、インフルエンザによる発熱か、あるいは新型コロナ感染による発熱かわからない状態の発熱について、全ての医療機関で診療・検査ができるようになるものですか、これは。

○新型コロナウイルス対策室長

これはちょっと申しわけございません、医師会との話の中でのものですが、どうしても医療機関に当たっては、内科ではないところとか、いわゆるこういう感染対策とかへの対応をしていない、構造的にも対応してない医療機関等もございますので、全ての医療機関でやるというようなことは、難しいのではないかなというような話はございました。

○川上委員

歯科とかそういうことは私も考えていませんけれど、内科だけを対象に考えるわけですかね。

○新型コロナウイルス対策室長

申しわけございません。詳細は把握いたしておりませんが、その際に出ましたのは、例えば透析をしている施設とか病院とか、そういったところでは、こういうことはちょっとリスクが高いというようなことで、全てというのはなかなかできないというお話でございました。

○川上委員

そうすると、今いくつか制約があったけれど、もちろんかかりつけ医ということですよ、前提は。そのうち、かかりつけ医で内科のないところがありますかね。歯科とかいうのは別ですけど。それはどれぐらいありますか、医療機関としては。（発言する者あり）

反問権が来ましたので。要するに、やろうと思えば、先ほど言ったような状況の発熱によって、受け付けますよ、検査もしますよという、内科でなければならんということかどうか、よくわかりませんが、どれぐらいのかかりつけ医になるのかなということを聞いたんです。

○新型コロナウイルス対策室長

この60カ所の部分とか、詳細について私どもはお聞きしておりませんので、ちょっときょうお答えすることはできません。

○川上委員

それから、この通知には症状のない方の場合のことについては、書いてないですよ。それだけを議会に情報提供するのは、何か考えがあってのことですかね。無症状の方についても検

査をしましょうという通知、幾つも来ているでしょう。きょうというわけにはいかないでしょうけれど、無症状の方についても、PCR、その他の検査をしましょうという通知があるので、それは議会提供というのであれば、それを提供してください。これは要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告をいたします。今回、ご報告いたします工事は建築一式工事1件、専門工事1件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、1件目につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、市内建築一式工事のS等級及びI等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。2件目につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づき、専門工事(電気)A等級に格付される市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。筑穂体育館大規模改造工事につきましては、11者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億3418万5700円、落札率91.58%で、神崎建設株式会社が落札をいたしております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります全者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。次に資料の2ページをお願いいたします。二瀬交流センター建設(電気設備)工事につきましては、6者による入札を執行いたしました。その結果落札額6578万円、落札率93.98%で有限会社みつる電器商会が落札をいたしております。以上、工事請負契約についてのご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

筑穂体育館大規模改造工事、どういう改造するのかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

筑穂体育館の改修工事でございますが、基本、大規模改修というところで壁、床、屋根の改修、全体的な改修ということでございます。

○川上委員

この体育館は耐震基準、1981年のものは満たしておったわけですか。

○健幸・スポーツ課長

はい、満たしております。

○川上委員

この入札前に、個別の業者に市が協議を求めるということはなかったですか。

○健幸・スポーツ課長

ございません。

○川上委員

こういうような改造をしたいと思うけれどどう思うとか、そういう相談はしていないですか。

○健幸・スポーツ課長

すみません、ちょっと質問が、どういうことかわからないんですけども、昨年度、設計委

託を出しております。その中で、ここをこういうふうにしたいとかいうことの協議は行っております。

○川上委員

いや、言葉が足りませんでした。その筋ではないところでの相談とかはしてないかということを知りたいんです。

○健幸・スポーツ課長

筑穂の地元のまちづくり協議会等に改修工事の話プラスどういうふうなものを望むかというようなことのお話は聞いて、それが協議なのかというところはありますけれども、話は伺ったところで、その分の要望は受けております。

○川上委員

それは大事なことだと思うんですね。私は業者と協議をしてないかというふうに聞いたわけなんです。

○健幸・スポーツ課長

ございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。